

令和8年 第9回

戸田市教育委員会定例会

令和8年9月17日

戸田市教育委員会

第9回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料№1のとおり

4 報告事項 別添 資料№2のとおり

5 議事

ページ

（1）議案

議案第25号 戸田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について…………… 1

議案第26号 令和9年度当初教職員人事異動の方針について（案）……………【当日配布】

6 その他

（1）次回の教育委員会の日程（案）

令和8年10月15日（木）午前9時30分～

（2）その他

7 閉 会

戸田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について

令和 8 年 9 月 17 日
戸田市教育委員会教育政策室

1 はじめに

令和 7 年 12 月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が新たに示されたことから、戸田市認定地域クラブ活動の認定について、本市としての方針を示す。

2 認定制度の趣旨

- ・部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。
- ・認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称する。

3 認定制度の概要について（スポーツ庁説明資料より抜粋）

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定

認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施

※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営・運営する地域クラブ活動については、認定したものとしみなす

※認定の有効期間は、最長 3 年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

地域クラブ活動を担う団体

申請

認定

市区町村等

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は 1 日 2 時間程度以内、休日は 1 日 3 時間程度以内 ・週 2 日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版 DBS の活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和 8 年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

4 戸田市における要綱（案）策定までの流れ

- ・文部科学省が示した「地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱」のひな型を基に素案を作成した。
- ・本要綱（案）については「戸田市立中学校における部活動の地域展開及び地域連携に係る検討委員会」において、協議を行った。
- ・別紙にて黄色で示した部分が、市として加筆・修正した点である。

【主な加筆・修正点】

（P2：要綱第6条 認定の有効期間）

第6条 戸田市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末まで（3年間）とする。

（P2:要綱第10条 認定の取消し）

第10条 戸田市教育委員会は、戸田市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき
- 四 犯罪行為その他公序良俗に反する行為、又は戸田市認定地域クラブ活動の信用を著しく傷つける行為があったとき
- 五 その他、戸田市教育委員会が認定を取り消すことが適当であると認めるとき

（P10：認定要件確認書）

適切な指導の実施体制が確保されていること

- 2 学生（大学生・専門学校生等）が指導人材となることも想定されるが、学生のための指導体制は認められない。1年以上の指導歴または社会人経験等をも有し、現場責任を負える者が必ず1名以上含まれる体制とすること。

（P11：認定要件確認書）

適切な運営体制が確保されていること

- 活動の持続的・安定的な運営及び集団活動としての質の向上を図るため、原則として5名以上の中学生の参加が見込まれること。

5 今後に向けて

市教育委員会ホームページ及び広報とだ10月号に掲載し、認定地域クラブの募集を開始する。

戸田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、戸田市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 戸田市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- 四 適切な指導の実施体制が確保されていること
- 五 適切な安全確保の体制が確保されていること
- 六 適切な運営体制が確保されていること
- 七 学校等との連携が適切に行われていること

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、第4条に規定する審査において判断する。

3 第1項第四号に規定する指導者の登録及び研修等について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(認定申請)

第3条 戸田市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、戸田市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という。)、戸田市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)及び誓約書兼申請書に記載のある添付書類を戸田市教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 戸田市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 戸田市教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 戸田市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って

地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「戸田市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第5条 戸田市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、戸田市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 戸田市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、戸田市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 戸田市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末まで（3年間）とする。ただし、第10条に示す認定の取り消しがあった場合には、取り消し日時点までとする。

（変更の届出）

第7条 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに戸田市教育委員会に連絡の上、戸田市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5号）により戸田市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第8条 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに戸田市教育委員会に連絡の上、休止を予定する日から2ヶ月前までに戸田市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）により戸田市教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第9条 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに戸田市教育委員会に連絡の上、廃止を予定する日から2ヶ月前までに戸田市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第7号）により戸田市教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 戸田市教育委員会は、戸田市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

四 犯罪行為その他公序良俗に反する行為、又は戸田市認定地域クラブ活動の信用を著しく傷つける行為があったとき

五 その他、戸田市教育委員会が認定を取り消すことが適当であると認めるとき

2 戸田市教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、戸田市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（戸田市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第11条 戸田市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、戸田市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（戸田市認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 戸田市教育委員会は、戸田市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 生徒・保護者等に対する情報提供
- 二 地域クラブ活動の運営等への公的支援
- 三 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- 四 その他、戸田市教育委員会が定める支援

（活動の報告）

第13条 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、毎年度の活動終了後（又は各年度の3月末日まで）に、当該年度の活動実績、収支状況等について、指定の様式により、戸田市教育委員会に報告しなければならない。

2 戸田市教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、運営団体・実施主体に対し、随時活動の状況に関する報告を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 本要綱は、令和8年9月 日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年度末までの間は、戸田市教育委員会は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、その一部を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

令和9年度当初教職員人事異動方針について

戸田市教育委員会は、ここに令和8年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、戸田市立小・中学校長を始め関係各位の積極的な取組を願いたい。

令和8年9月17日

戸田市教育委員会

令和 9 年度当初戸田市立小・中学校教職員人事異動方針

戸田市教育委員会

- 1 埼玉県教育委員会の「令和 9 年度当初教職員人事異動方針」及び「令和 9 年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」に基づき、埼玉県教育委員会及び各市町村教育委員会との緊密な連携の下、円滑、適正な人事異動を行い、本市学校教育の充実と進展を図る。
- 2 本市の現状を踏まえ、教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、長期的展望に立った人事異動を積極的に進める。
- 3 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先して行う。
- 4 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教職員は、同一校在職 10 年以内に異動を行う。特に、7 年以上の者については、積極的かつ計画的に異動を行う。
- 5 新採用以来在職する教職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、6 年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- 6 次の事項に該当する教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）については、原則として異動を行わない。
 - (1) 同一校在職 3 年未満の者
 - (2) 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - (3) 休職中の者
- 7 管理職候補者名簿登録者については、豊かな職務経験を得させるため、積極的に異動を行う。
- 8 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- 9 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。
- 10 教職員の心身の状況、子育てや介護などの家庭状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

10月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	木	第1回戸田市文化財保護審議会	令和8年度文化財保護事業について	14:00～16:00	郷土博物館	生涯学習課
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火	図書館運営協議会	図書館の円滑な運営を図るための協議会を開催し、意見を伺う。	10:00～12:00	中央図書館3階講座室	生涯学習課
7	水	第2回多層指導モデルMIM研修	多層支援に係る研修	15:30～16:30	教育センター	教育政策室
8	木	第1回戸田市立郷土博物館協議会	令和7年度郷土博物館・彩湖自然学習センター事業報告、令和8年度郷土博物館・彩湖自然学習センター事業計画及び事業報告等	14:00～16:00	郷土博物館	生涯学習課
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水	第2回総合的な不登校対策会議	不登校対策に関する会議	15:30～16:30	オンライン	教育政策室
15	木					
16	金					
17	土	戸田市不登校について考える会	不登校に関する講演会等	9:45～13:00	文化会館	教育政策室
18	日					
19	月					
20	火					
21	水					
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木					
30	金	部活動の地域展開及び地域連携に係る検討委員会	部活動の地域展開に係る会議	10:00～11:30	未定	教育政策室
31	土					

10月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	行事・講座名		内 容	時 間	場 所	主管課
1	木		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
1	木		親子で楽しくリトミック！	音楽を通して子どもの感性や表現力を育てる	10:00～10:45 11:00～11:45	美笹公民館	生涯学習課
2	金		新人二市中心会期				教育政策室
2	金		ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせ を楽しむ	10:30～11:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
2	金		初めての絵手紙 ～描き方の技法 から、言葉さがしのヒントまで～	筆や割りばしを使ったぬくもりのある絵手紙の基礎 について学ぶ	13:30～15:00	美笹公民館	生涯学習課
2	金		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
3	土		学校公開日(戸田東小)				教育政策室
3	土		ちゅうおうとしゃかんのおはなし 会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコー ナー	生涯学習課
3	土		おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:00～15:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
3	土		【市民大学講座】彩湖周辺の自 然観察とカヌー体験	彩湖周辺の自然観察とカヌー体験をする	10:00～12:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
3	土		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作な どの各種IT相談	9:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
4	日		バルシアターと かみとだおはなし会	映画「なかよしおばけ」と絵本の読み聞かせ	10:30～11:30	あいバル3階 研修室	生涯学習課
5	月						
6	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
7	水		ちゅうおうとしゃかんのおはなし 会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコー ナー	生涯学習課
8	木		新人県南大会・新人陸上県大 会				教育政策室
8	木		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
8	木		姿勢を整えるピラティス入門講 座	ピラティスの基本を学び、身体能力を上げ、持久 力をつける	10:00～11:30	新曽公民館	生涯学習課
8	木		親子で楽しくリトミック！	音楽を通して子どもの感性や表現力を育てる	10:00～10:45 11:00～11:45	美笹公民館	生涯学習課
9	金		小学校前期終業式				教育政策室
9	金		初めての絵手紙 ～描き方の技法 から、言葉さがしのヒントまで～	筆や割りばしを使ったぬくもりのある絵手紙の基礎 について学ぶ	13:30～15:00	美笹公民館	生涯学習課
9	金		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
10	土		ちゅうおうとしゃかんのおはなし 会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコー ナー	生涯学習課
10	土		図書館映画会	『羅生門』	10:30～	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
10	土		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作な どの各種IT相談	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
10	土		顔も身体もリラックスヨガ	顔の表情筋と身体を動かして全身いきいきと健康 に。	10:00～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
10	土		子ども絵画教室	思い出をデッサンし絵具で描く(構想と構図)	10:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
11	日		子ども絵画教室	思い出をデッサンし絵具で描く(着彩と仕上げ)	10:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
12	月						
13	火		小学校後期始業式				教育政策室

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
13	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
14	水	二市駅伝大会				教育政策室
14	水	ちゅうおうとしゃかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
14	水	【市民大学講座】学び直しの英語・英会話講座	英会話を通して、文法もおさらいしながら、英語を学び直す	10:30～12:00	新曽公民館	生涯学習課
15	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
15	木	親子で楽しくリトミック！	音楽を通して子どもの感性や表現力を育てる	10:00～10:45 11:00～11:45	美笹公民館	生涯学習課
16	金	戸田市小学校陸上運動会		13:00～16:00	戸田市スポーツセンター	教育政策室
16	金	こっこのへや	親子で楽しむ絵本の読み聞かせとわらべうた	10:30～11:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
16	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
17	土	ちゅうおうとしゃかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
17	土	図書館映画会	『ジャスティス』	14:00～	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
17	土	みささのおはなしげっと	絵本の読み聞かせ、手遊びなど	11:00～11:30	美笹公民館親子ふれあい広場	生涯学習課
17	土	AI活用講座～生成AIの基本的な使い方～	生成AIの基本的な使い方をスマホへのアプリインストールから始める初心者向け講座	10:00～12:00	新曽公民館	生涯学習課
17	土	顔も身体もリラックスヨガ	顔の表情筋と身体を動かして全身いきいきと健康に。	10:00～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
17	土	【市民大学講座】家庭教育講演会	その子らしさを尊重する家庭づくり～性の多様性と子どもへの関わり方～	14:00～15:30	市役所大会議室	生涯学習課
18	日	ハロウィンおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、ミニゲームなど	10:30～11:30	あいバル3階 研修室	生涯学習課
18	日	絵本カフェ～絵本のちょっとした話～	本をテーマにおしゃべりを楽しむ。テーマ「赤ずきん」	14:00～15:30	あいバル2階 キッチンスタジオ	生涯学習課
18	日	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談。	13:00～16:00	新曽公民館	生涯学習課
18	日	子ども体験ひろば「アンギンでコースターを作ろう！」	古代の編みもの「アンギン編み」でコースターを作る	10:00～12:00	郷土博物館	生涯学習課
19	月	ちょっと一息、紅茶時間を楽しもう！	紅茶の種類や産地を学び、実際に試飲や飲み比べをしながら、おいしい紅茶の淹れ方、たしなみ方を学びます	10:00～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
20	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
21	水	ちゅうおうとしゃかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
21	水	【市民大学講座】学び直しの英語・英会話講座	英会話を通して、文法もおさらいしながら、英語を学び直す	10:30～12:00	新曽公民館	生涯学習課
22	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
22	木	姿勢を整えるピラティス入門講座	ピラティスの基本を学び、身体能力を上げ、持久力をつける	10:00～11:30	新曽公民館	生涯学習課
22	木	英語でポップスを歌おう	懐かしのオールディーズを中心に楽しく英語の歌を歌います。	14:00～15:30	下戸田公民館	生涯学習課
23	金	学校訪問(喜沢中)				教育政策室
23	金	ヨガでリラックス	心身に過度な負荷をかけず、リラックスできるヨガを学ぶ	13:00～14:30	美笹公民館	生涯学習課

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
23	金	みんなでバルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができます。	10:30～11:30	あいバル3階 軽体育室	生涯学習課
24	土	彩の国教育の日 (中学校学校公開日)	学校公開(戸田中以外の中学校) 体育祭(戸田中)			教育政策室
24	土	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
24	土	図書館映画会	『キャスパー』	10:30～	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
24	土	彩湖でお月見	センターの屋上で星のソムリエの解説を聞きながら 月や星の観察を行う	17:30～19:30	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
24	土	顔も身体もリラックスヨガ	顔の表情筋と身体を動かして全身いきいきと健康に。	10:00～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
25	日	紙の絵本とデジタル絵本 ～読み聞かせで心はどう育つのか～	東京大学大学院教育学研究科 佐藤賢輔先生による一般向け絵本講座	10:30～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
26	月	中学校振替休業日				教育政策室
27	火	学校訪問(笹目中)				教育政策室
27	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
27	火	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
28	水	学校訪問(美笹中)				教育政策室
28	水	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
28	水	【市民大学講座】学び直しの英語・英会話講座	英会話を通して、文法もおさらいしながら、英語を学び直す	10:30～12:00	新曽公民館	生涯学習課
29	木	英語でポップスを歌おう	懐かしのオールディーズを中心に楽しく英語の歌を歌います。	14:00～15:30	下戸田公民館	生涯学習課
30	金	ヨガでリラックス	心身に過度な負荷をかけず、リラックスできるヨガを学ぶ	13:00～14:30	美笹公民館	生涯学習課
30	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
31	土	彩の国教育の日 (小学校学校公開日)	学校公開(以下の3校以外の小学校) 運動会(戸二小・戸東小・新曽北小)			教育政策室
31	土	戸田ぶらりウォーク	戸田歴史ガイドの会と一緒に、戸田の自然と史跡を 散策しながら学ぶ。	10:00～12:00	場所未定	生涯学習課
31	土	【市民大学講座】植物ウォッチングにでかけよう:秋	木の実などの秋の植物を講師と一緒に観察する	10:00～12:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
31	土	【市民大学講座】防災講座	心肺蘇生法、AEDの使用方法などを学ぶ	13:30～15:30	美笹公民館	生涯学習課
31	土	顔も身体もリラックスヨガ	顔の表情筋と身体を動かして全身いきいきと健康に。	10:00～11:30	下戸田公民館	生涯学習課

教育委員提案

令和 8 年第 9 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 9 月 1 7 日 (木)

戸田市役所 3 階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

部活動の地域展開について……………	1
(教育政策室)	

令和8年9月 教育委員提案

部活動の地域展開について

戸田市教育委員会
教 育 政 策 室

部活動の地域展開に関する国の方針

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出
- 質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築
- 改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

次期 改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担 の在り方

- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討
- 公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援

各論

運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする8項目の個別課題について、具体的な対応策を提示

部活動の地域展開とは？なぜ改革が必要なのか？

部活動 (学校が主体)



- **少子化**により学校の規模が小さくなる中、1つの学校単位では**チームスポーツなどが十分に実施できない**
- 学校における**働き方改革**の必要性が高まる中、**学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない**

【戸田市の状況】

- ・ 生徒数の推移予測
R8：3,636人 R17：3,039人
- ・ 運動部所属生徒数の割合
H26：72.6% R8：58.2%
- ・ 新人戦に合同チームで出場した部活動がある学校
R7：6校中4校（野球、サッカー、ソフトボール）

地域クラブ (地域が主体)



- **将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ**機会の確保・充実
- 障害のある生徒を含め、生徒が**希望に応じて多種多様な活動に参加**できる環境を整備
- 部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、**新たな価値**を創出

戸田市においては
令和9年8月で「休日の部活動」を終了し、
9月から休日は「地域クラブ」として活動

令和9年9月以降の 休日の部活動地域展開について

令和9年度 9月以降（休日）の運営体制

地域展開する種目の拠点数

統括コーディネーター団体によるモニタリング体制

令和9年度 9月以降（休日）の運営体制

戸田市教育委員会

統括コーディネーター団体

認定

支援
巡回指導

設置

管理・運営
巡回指導

〇〇クラブ …… 〇〇クラブ

○市の定める認定要件のもと、自主的に
運営できる地域クラブ

（緊急連絡、金銭管理、保険加入等）

活動の周知、活動場所や指導者の斡旋、
財政支援などの一定の支援を予定

自主運営型 地域クラブ

〇〇クラブ 〇〇クラブ … 〇〇クラブ

○市が設置した統括コーディネーター団体が
直接管理・運営を行う地域クラブ

生徒が希望する種目の団体がない場合などに設置を検討

直営型 地域クラブ

戸田市認定地域クラブ

地域展開する種目の拠点数

参加者数・認定クラブ数などにより、拠点数は変動する

現在、市内中学校で休日に活動している部活動の種目（運動部活動17種目＋吹奏楽）については、生徒の活動機会確保のため、最低限、クラブの立ち上げを行う。

想定拠点数	地域展開を想定している種目			
3拠点で実施 10種目×3 = 30拠点	サッカー バレー（男子） 卓球（男子）  A（西地区）	ソフトテニス（女子） バレー（女子） 卓球（女子）  B（中央地区）	バスケ（男子） バドミントン（女子）  C（東地区）	バスケ（女子） 剣道
2拠点で実施 2種目×2 = 4拠点	野球 ソフトテニス（男子）  A（西側）  B（東側）			
1拠点で実施 4種目×1 = 4拠点	ハンドボール 陸上 バドミントン（男子） ボート ソフトボール  市内全域から参加生徒を募集（例：ボートクラブ 戸田中）			
拠点数について 検討中	吹奏楽 合同で活動する場合の楽器の移動や保管場所、練習場所の確保などについて、顧問や関係団体等と調整を行っており、その内容を踏まえて決定する			

赤字：自主運営クラブの立ち上げが想定されるクラブ

統括コーディネーター団体によるモニタリング体制

直営クラブは月に2回、
自主運営クラブは月に1回の
巡視を想定。

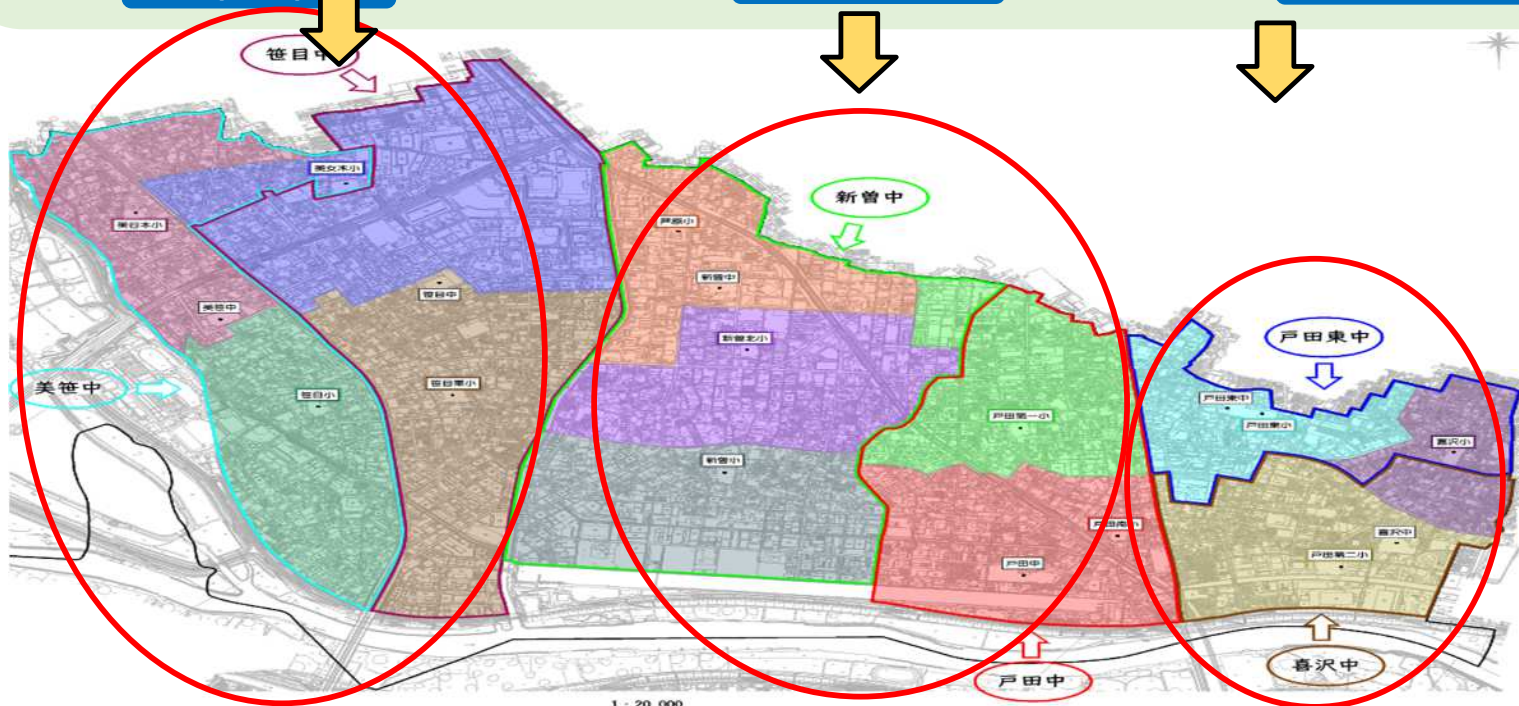
統括コーディネーター
(全体統括)

全体管理
マネジメント

地区コーディネーター
(西地区)

地区コーディネーター
(中央地区)

地区コーディネーター
(東地区)



統括コーディネーターの業務

- 業務の全体計画作成・管理
- 実績報告書の確認
- 収入管理業務(未納分を含む)
- 管理アプリ調達、保険加入、必要物品購入
- 市への報告
- 学校との情報連携
- 緊急時当日対応、苦情対応など保護者対応
- 地区コーディネーターの管理等

地区コーディネーターの業務

- 市との連絡調整
- 学校との連絡調整
- 毎月の活動計画の作成、提出
- 試合等への参加にかかる調整
- 活動中止の判断
- 事故やけがへの対応及び報告
- 保護者への連絡調整
- 指導状況確認
- 使用する学校施設及び物品に関する調整、管理
- 指導者の管理監督
 - ・指導者への指導、資質向上
 - ・指導者間の情報交換、共通理解の形成
 - ・指導者の勤怠管理
 - ・指導者の急な欠員補充対応

等

令和 8 年度の実証事業について

令和 8 年度 休日地域クラブ実証事業の運営体制
ボートクラブ、陸上クラブの様子について

令和8年度 休日地域クラブ実証事業の運営体制

戸田市教育委員会

認定
指導助言等

委託

株式会社
オークスベストフィットネス



支援

管理・
運営

陸上クラブ

- 市の定める認定要件のもと、
自主的に運営できる地域クラブ

NPO法人
ワールドスポーツファミリー



ボートクラブ

- 市が設置した統括コーディネーター
団体が直接管理・運営を行う
地域クラブ

株式会社オークス
ベストフィットネス

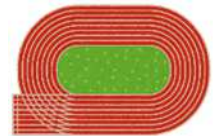


戸田市認定地域クラブ

部活動

- 外部人材の積極的活用
- ・部活動指導員
- ・部活動ボランティア
- ・部活動サポート事業 など
- ◎校区を越えた部活動の試行
- ・地域クラブとの合同練習
- ・合同部活動 など

民間等のスポーツ・
文化芸術活動

クラブ	 戸田ボートクラブ （仮称）	戸田陸上クラブ （仮称） 
参加対象	○休日にボートをやりたい市内中学１～３年生 ・学校に関係なく参加できます ・ボート部に所属していなくても参加できます	○休日に陸上競技をやりたい市内中学１～３年生 ・学校に関係なく参加できます ・陸上部に所属していなくても参加できます
主な活動拠点	戸田ボートコース または戸田中学校 被服室 	戸田市スポーツセンター 陸上競技場 他 
期間 回数 時間	令和８年６月～令和９年３月 休日のうち月３～４回程度 原則、土曜日の１１：００～１４：００ 曜日や時間は時期によって変更あり	令和８年９月～令和９年３月 休日のうち月２～３回程度 原則、土曜日の９：００～１１：００ 曜日や時間は時期によって変更あり
参加費用	年間保険料８００円 大会参加費等は必要に応じて別途徴収	年間保険料８００円 今後の状況により施設利用料等が発生する場合は、必要に応じ別途徴収
実施主体	株式会社 オックスベストフィットネス 	NPO法人 ワールドスポーツファミリー 
指導者	オックスベストフィットネスに所属する ボートの専門指導ができる指導者（３名程度） 兼職兼業を希望する先生や部活動指導員がいる場合は、一緒に指導します	ワールドスポーツファミリーに所属する 陸上競技の専門指導ができる指導者（５～７名程度） 兼職兼業を希望する先生や部活動指導員がいる場合は、一緒に指導します

ボートクラブの活動の様子

(6月6日 初回活動日)



ボートクラブ 参加者の感想

Ｑ ほかの学校や部活動から参加してみて、どうでしたか？

- ・最初は緊張したが、全身を使った正しい漕ぎ方を新たに知って楽しかった。

（ほかの学校から参加した生徒）

- ・先輩やコーチからいろいろアドバイスをもらって、最初よりうまく漕げるようになった気がする。

（戸田中学校でボート部以外に所属している生徒）



Ｑ 今回、どのようなきっかけで参加されましたか？

- ・小学生の時に、市主催の親子ボート体験教室に参加したことがあった。今回、学校で配布されたリーフレットでボートクラブのことを知り、よいきっかけだと思い、参加を決めた。ボートは戸田市だからこそその活動なので、このような機会があることはうれしい。低価格で専門的な指導をしてもらえることも魅力だと感じる。

陸上クラブの活動スケジュール

令和8年度 **全20回**

実施場所：戸田市スポーツセンター
陸上競技場 他

スポーツセンターの
許可を得て、
7:00～9:00で利用
・暑さ対策
・専有利用
・用具が使用可能

8月 1日(土)
合同部活動として実施

9月 12日(土)
21日(月祝)

10月 3日(土)
17日(土)
31日(土)

11月 3日(火祝)
21日(土)
28日(土)

12月 12日(土)
19日(土)
26日(土)

1月 9日(土)
23日(土)
30日(土)

2月 13日(土)
20日(土)
27日(土)

3月 13日(土)
22日(月祝)

8月1日（土） 合同部活動について

○ 目的

9月からの合同地域クラブの前に、校区を越えて一緒に練習する経験をすることで、生徒や顧問の先生に地域展開後のイメージをもってもらい、成果と課題を探りつつ、参加者の心理的ハードルを下げる。

○ 指導者

- ・ ワールドスポーツファミリー

小肥さん、松田さん

- ・ 顧問の先生方
- ・ 部活動指導員

○ 参加者

- ・ 陸上部の生徒 106名



8月1日（土） 合同部活動の様子



【参加した生徒の感想】

- ・ 本格的な指導が受けられてためになった
- ・ いつもと違う環境で新鮮だった
- ・ 違う学校の人と仲良くなれた



今後に向けて

今後のスケジュールについて
今後の課題について

戸田市中学校における部活動の地域展開に係るスケジュール（予定）

	令和8年度	令和9年度
前期	4月 リーフレット配信（R8地域クラブ実証事業について） 4月 実証事業開始に向けた説明会（管理職・顧問対象） 5月 実証事業開始に向けた説明会（保護者対象） 5月 各部活動 専門委員長とのヒアリング開始 6月 R8地域クラブ実証事業開始（直営型 ポートクラブ） 6月 関係団体とのヒアリング開始	○説明会等の実施 ・学校向け説明会 ・保護者・生徒向け説明会 ・認定地域団体向け説明会・研修会 ○（見学会、体験会の実施） ○地域クラブ活動参加希望取りまとめ
中期	9月 R8地域クラブ実証事業開始（自主運営型 陸上クラブ） ○地域クラブの認定に関する要綱 策定 このあと説明 ○認定地域クラブ募集開始 ・認定要件の確認（面接、実地調査） ○関係者へ周知 ・広報番組撮影（9月） ・広報とだ10月号に部活動地域展開のページ掲載	休日の部活動終了（8月） 休日の地域クラブ開始（9月）
後期	○説明会の実施 ・学校向け説明会（指導者登録、兼職兼業手続き等の支援等） ・地域団体向け説明会（認定手続き、クラブ立ち上げ支援等） ・保護者・生徒向け説明会 ・小学校懇談会、中学校入学説明会で周知 ○認定地域クラブの調整 ・活動拠点、活動時間の割り振り ・学校施設及び備品利用のルール策定 ○保護者・生徒・教職員へアンケート調査（次年度へ向けて）	○認定地域クラブの活動状況確認【随時】 ○保護者・生徒・教職員へアンケート調査（次年度へ向けて） ・成果と課題の洗い出し ○小学校懇談会、中学校入学説明会で周知（次年度の計画について）

部活動地域展開の進捗状況については、12月及び3月の定例教育委員会で報告予定

今後の課題について

(1) 受益者負担の目安について

- ・ これまでほぼ無料だった部活動と比べると、負担が大きくなるという意見
- ・ 国のガイドラインにおいては、月4回の活動の場合、「月額1,000円～3,000円程度」が持続可能な受益者負担の目安とされている

**持続可能性の視点も踏まえ、参加しやすい
金額設定について引き続き検討**

P21に保護者アンケート結果を掲載

【参考】近隣自治体の受益者負担額

- ・ 狭山市 月額2,200円
- ・ 白岡市 月額2,500円
- ・ 上尾市 月額3,000円

自治体の公開資料から、1か月あたりの負担額を試算。

(2) 平日部活動と休日地域クラブの連携について

- ・ 平日部活動と休日地域クラブで指導者が変わることに不安があるという意見
- ・ これまでの実証事業においては、連絡アプリ等を使用して情報交換を行っている
(スケジュール、出席状況、練習メニューなど)

**必要な情報交換を行える環境を整備しつつ、練習試合や大会出場の在り方について
引き続き検討**

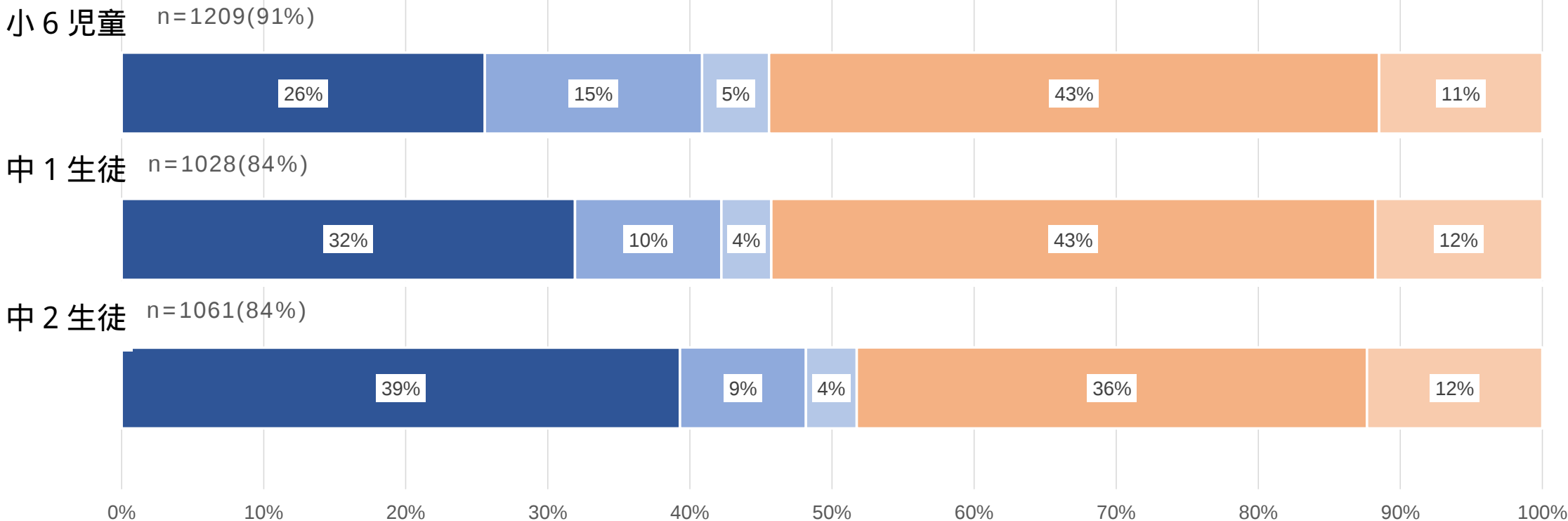
【参考資料】

関係者アンケートの結果について

- 調査期間 令和8年5月1日～5月22日
- 調査対象 ・児童生徒（小6～中2）
 ・保護者（小6～中2）
 ・小・中学校教職員等（事務職員も含む）
- 調査方法 Google Formsによる回答

（児童生徒）令和9年9月以降の、平日の部活動と休日の地域クラブの組み合わせについて

平日の部活動と休日の地域クラブの組み合わせについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

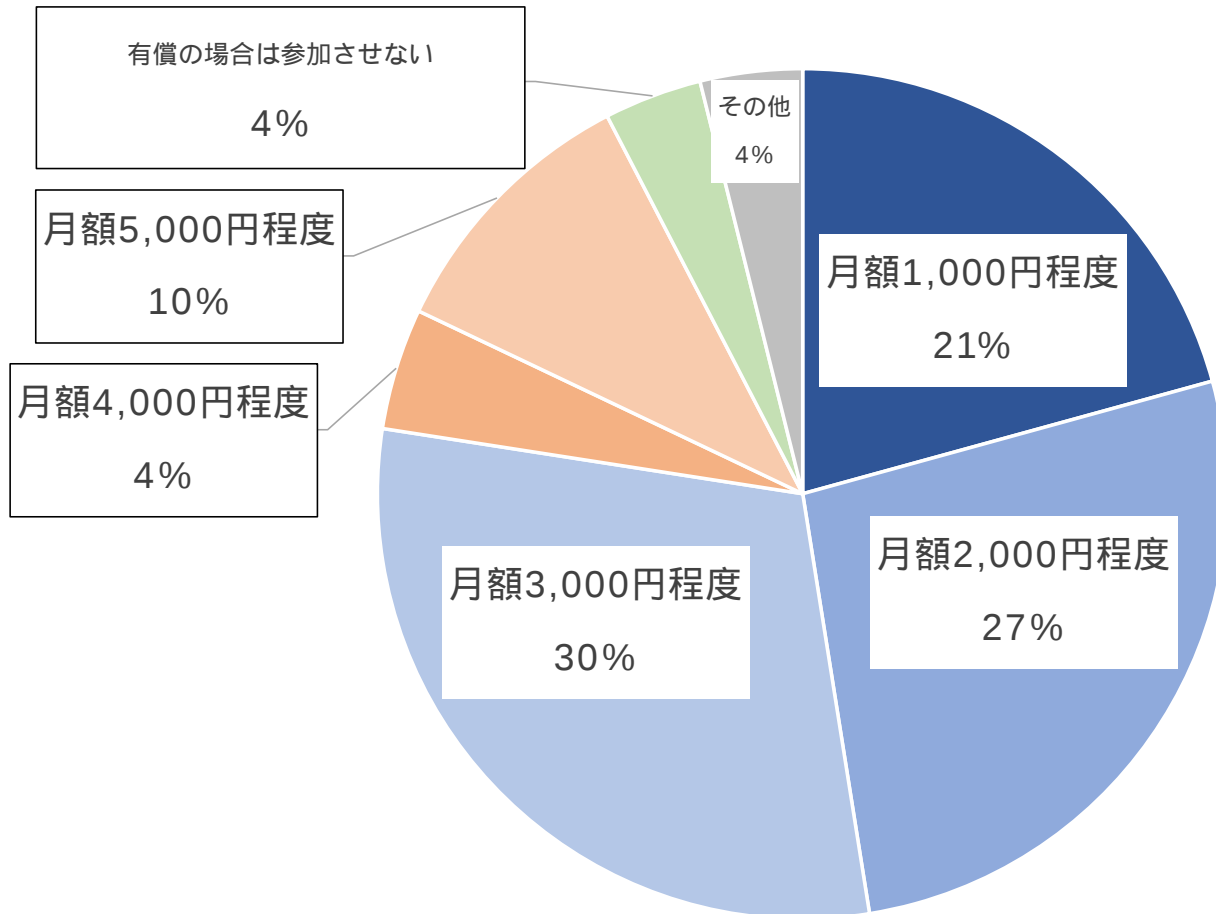


- 平日の部活動と同じ種目を、休日の地域クラブでやりたい（例：平日は野球部、休日も野球クラブ）
- 平日の部活動とは違う種目を、休日の地域クラブでやりたい（例：平日はテニス部、休日はボートクラブ）
- 平日は部活動に参加しないが、休日の地域クラブのみ参加したい（例：休日のみ卓球クラブ）
- 平日は部活動に参加するが、休日の地域クラブは参加しない（例：平日のみサッカー部）
- 平日も部活動に参加せず、休日も地域クラブに参加しない

- ・ 休日に活動したい生徒は、全体の約半数。（休日はゆっくりしたい、させたい家庭も多い）
- ・ 下の学年ほど複数種目に取り組みたい割合が多い。（1つの種目に縛られないマルチな活動）
- ・ 部活動引退後も休日だけ活動したい3年生への活動機会の提供。

（保護者）受益者負担の金額について

月額に参加費がいくらまでなら、休日の地域クラブに参加させたいと思いますか。



n=1286(34%)

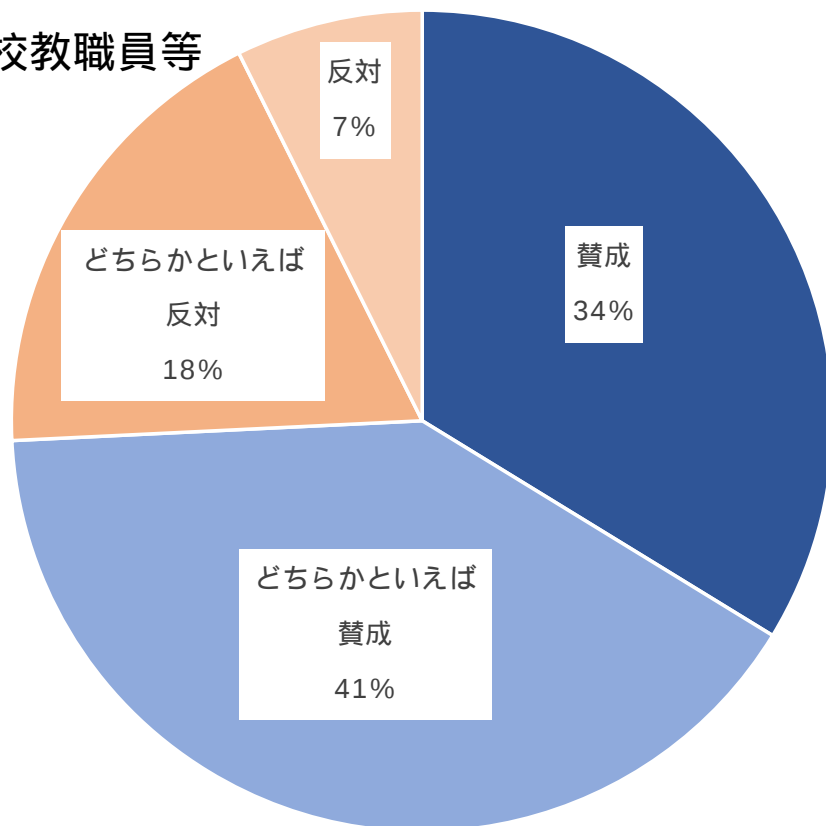
【その他】の意見から

- ・内容が納得できるものであれば負担したい。
（専門的な指導が受けられるなど）
- ・500円ワンコイン制だと参加しやすい。
- ・種目等によって金額は変わるものだと考えている。
- ・休日の部活動がなくなる分、部費が減額されるとよい。
- ・できれば無料がよい。

（中学校教職員等）部活動地域展開への思い

部活動が学校から地域へ展開することについて、どう思いますか。

中学校教職員等



n=163(82%)

【賛成の主な意見】

○教員にとって部活動の負担が大きい

- ・顧問の善意に支えられてきた部活動は、もはや持続可能ではなく、若者の教員離れを加速させている。

○従来の学校の役割を見直し、よりスリム化すべき

- ・学校本来の目的である授業、学級経営、行事等にエネルギーを傾けられるよう、部活動の地域展開を切に進めてほしい。

○生徒がこれまでより専門的な指導が受けられる

- ・地域の方の中にも、専門的な技術をもっていて指導を希望している方も多くいるので、お互い連携し合いながら、良い条件・良い環境を整えていけるとよい。

【反対の主な意見】

○生徒指導上の問題が多発する恐れがある

- ・休日に起きた生徒指導の問題を地域クラブで解決してくれるのか。そこができないのであれば、かえって教員にとって負担が増える。

○教育的意義が高く、ほかの活動では得られない価値がある

- ・部活動を通して子どもたちの成長を感じられたり、子どもとともに成長できたりする経験は唯一無二のものだと感じている。

【その他の意見】

- ・地域展開後の具体的なイメージがわからないので、不安がある。

報告事項

令和 8 年第 9 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 9 月 1 7 日 (木)

戸田市役所 3 階 教育委員会室

1 報告事項

ページ

令和8年9月戸田市議会定例会 教育関連一般質問について……………	1
(教育総務課)	
戸田市教職員専門研修実施報告について……………	10
(教育政策室)	
令和8年度全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の結果概要について…	20
(教育政策室)	
令和8年度 中学校部活動 関東・全国大会の結果について……………	23
(教育政策室)	
生成 AI ガイドライン Ver.2.0 の試行運用と今後の展開……………	24
(教育政策室)	
市民大学講座「家庭教育講演会」の実施について……………	47
(生涯学習課)	
その他	

令和8年9月戸田市議会定例会について(自2026.8.24 至2026.9.18)

補正予算

歳入

《教育総務課》

- ・ 公立学校施設整備費国庫負担金 73,127千円
【理由】令和8年度に繰越した国庫負担金(戸田南小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事分)による増額

《教育政策室》

- ・ 情報共有促進モデル事業費交付金 2,479千円
【理由】国の「ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業委託」採択による教育費国庫補助金の増額
- ・ 地方スポーツ振興費補助金 8,130千円
【理由】県の「運動部活動の地域展開等推進事業」採択による教育費県補助金の増額

歳出

《教育政策室》

- ・ 発達支援事業 2,479千円
【理由】国の「ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業委託」採択により委託料等を増額するため

《教育総務課》

- ・ 戸田南小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事 140,217千円
【理由】戸田南小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事について、工事受注者より賃金水準又は物価水準の変動による工事請負代金額変更の請求、いわゆるインフレスライドの請求などに伴い工事請負費を増額するもの

令和8年第9回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

質問者: すごう 拓也 議員

件名: 小中学校のAI推進について

質問要旨:

- (1) 学校での活用『方針』は。
- (2) 『業務』効率化は。
- (3) 『教育』での活用は。
- (4) 国、企業及び大学等との『連携』は。

答弁者: 教育部長

(1) 本市では、令和5年に全国でも先駆的に教育分野における生成AIの利用に関するガイドラインを策定し、その活用を進めてきた。近年では、ブラウザ検索や学習用アプリなどにもAIが組み込まれるなど、子供たちを取り巻く利用環境も大きく変化してきた。また、戸ヶ崎教育長も委員を務める国の中央教育審議会において、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が進められる中で、「AI自体を学ぶこと」と「AIを活用して学ぶこと」の双方を、小・中学校の教育課程に位置付ける方向が示されている。

こうした状況を踏まえ、今後は、単にAIを「使わせる・使わせない」ということではなく、AIの特性やリスク等を理解した上で、適切に活用できる力を育てていくことが重要であると考えている。現在、教職員の授業等への活用や意識の向上に加え、児童生徒自身のリテラシーが上がってきている実態も鑑み、児童生徒の学習等における適切な活用の在り方を整理するため、ガイドラインの改訂を進めている。

(2) 教職員については、現在、生成AIを活用できる環境を整えており、便りや文書のたたき台の作成、授業構想の検討など、日常の様々な業務への活用が広がっている。一方で、成績をはじめとする個人情報や機微な情報については、生成AIへの入力を認めておらず、安全性に十分留意しながら活用している。

今後も、生成AIの特性を踏まえ、どのような業務への活用が効果的であるかを見極めながら、既存の校務支援システム等も含めた校務DXを進め、教職員の負担軽減や業務の効率化につなげていく。

(3) 児童生徒による生成AIの利用については、現行のガイドラインでは一定の制限を設けていることから、現時点では、学校教育における直接的な活用は限定的となっている。今後は、児童生徒の発達段階や学習内容に応じて、教育的効果と安全性の両面に配慮しながら、生成AIについて学ぶことと、生成AIの適切な学習活用を進めていく。その際には、生成AIの光と影をしっかりと把握しながら、正しく恐れつつも学びを支える一つの道具として活用していくことが重要であると考えている。

(4) 生成AIについては、現在、企業や有識者等との情報交換を行いながら、学校現場における利用環境や安全性、教育における活用の可能性等について情報収集を進めている。また、生成AIを取り巻く環境は急速に変化していることから、今後も、国の動向を注視するとともに、企業や有識者等から専門的な知見を得ながら、本市の教育の方向性に沿ったAI活用の在り方について検討していく。

AIを活用すること自体を目的とするのではなく、AIを活用することで、子供たちにどのような学びを実現し、どのような力を育てていくのかという教育的な目的を大切にしながら、取組を進めていく。

質問者: 竹内 正明 議員

件名: 防災・減災対策について

質問要旨:

- (2) 防災意識向上につながる平時の取組について以下伺う。
小中学校での防災教育について。

令和8年第9回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

答弁者:教育部長

本市の小中学校における防災教育は、安全教育の一環として、児童生徒が災害について正しく理解し、自ら考え、適切に判断し行動できる力を身に付けることをねらいとして、各教科等の学習や防災訓練などを通して実施している。例えば、小学校社会科では、自然災害が国土の自然条件などに関連して発生することや、地域の人々や関係機関が連携し、災害に備えていることについて学習している。

中学校理科では、火山災害や地震災害、気象災害などについて、火山活動や地震発生の仕組み、天気の変化や気象のなどと関連付けながら学習している。

こうした学習を通して、災害の仕組みや地域の防災対策への理解を深めるとともに、日頃から災害に関する情報や備えに関心を持ち、防災を自分事として捉える意識の醸成につなげている。

また、新曽中学校区の小・中学校4校では、総合的な学習の時間を活用し、小学校4年生の児童と中学校2年生の生徒による合同防災学習に取り組んでいる。異なる学年の児童生徒がともに地域の防災について学び、考えることで、防災への理解を深めるとともに、地域の一員として自分にできることを考える機会となっている。

さらに、危機管理防災課が実施する出前講座にも複数の学校が参加しており、災害時の状況を示す写真や具体的な資料などを活用しながら、災害への日頃からの備えの重要性について学んでいる。

各小・中学校での訓練につきましても、全学年を対象として、地震や火災、不審者対応など、学校生活において起こり得る様々な場面を想定し、警察や消防などの関係機関とも連携しながら、計画的に実施している。

このうち年1回は、児童生徒を保護者に引き渡す「引き渡し訓練」を実施しており、家庭や地域との連携を確認するとともに、児童生徒及び保護者の防災意識の向上を図っている。

質問者:宮内 そうこ 議員

件名:図書館における団体貸出の利便性向上について

質問要旨:

- (1) 団体貸出についての利用状況は。
- (2) 現在、団体貸出・返却を中央図書館のみとしている理由は何か。
- (3) 団体貸出についても、中央図書館以外でも貸出・返却できないか、市の見解を伺う。

答弁者:教育部長

(1) 戸田市立図書館では、個人利用者への貸出のほか、市内の学校や保育施設、事業者、市内で活動する団体を対象として、団体貸出を行っている。学校に対しては、学習内容に応じたテーマに沿って関連する書籍をまとめて貸し出すなど、学習活動を支援している。また、保育施設や、地域での読み聞かせなどの活動に取り組む団体の皆様にも活用されており、団体貸出は、子供たちの学びや地域における読書活動を支える役割を果たしている。

団体貸出を利用する場合には、事前の登録が必要であり、現在、登録、貸出及び返却の手続きは、中央図書館で行っている。

貸出冊数及び貸出期間は、戸田市立図書館条例施行規則に基づき、市内で活動する団体等は、図書資料は100冊以内、貸出期間は3月以内としている。また、大型絵本については2冊以内で、先ほどの100冊に含まれ、貸出期間は15日以内としている。なお、個人貸出は、貸出数量30点以内、期間15日以内としている。

令和7年度の利用実績は、35団体、延べ408回の利用があり、貸出冊数は2,785冊となっている。

(2) 中央図書館は、分室等と比較して蔵書数が多く、団体からの様々な資料の貸出希望に対応しやすい環境にある。

また、団体貸出は、個人貸出と比較して、一度に多くの資料を取り扱う場合があることから、貸出や返却の際には、冊数の確認、資料の汚損等の確認、システム処理などに一定の時間を要する場合がある。

一方、分室や配本所は、施設規模や蔵書数が限られているほか、1名で対応している時間帯もあることから、多くの資料の貸出や返却が重なった場合には、通常の窓口サービスに影響が生じることも考えられる。

こうした蔵書状況や施設規模、職員体制などを踏まえ、現在は、団体貸出に係る貸出、返却の手続きを中央図書館で行っている。

(3) 団体貸出は、学校教育や地域における読書活動を支えるサービスであり、その利便性を高めていくことは重要であると認識している。

一方で、分室や配本所は、施設規模や蔵書数、職員体制が中央図書館と異なるため、多くの資料を一度に取り扱う場合などには、通常の図書館サービスの影響も考慮する必要がある。

また、団体によって実際に利用する冊数や利用方法は様々であることから、こうした利用実態も踏まえ、現在の取扱いにとらわれず、より利用しやすい運用方法について検討する必要があると考えている。

このため、分室や配本所の運営体制や個人利用者へのサービスとのバランスを踏まえ、議員から具体的に御提案いただいた返却方法の拡充も含め、指定管理者とも協議し、団体貸出の利便性向上に向けた運用方法について検討しているところである。

令和8年第9回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

質問者:野澤 茂雅 議員

件名:中学校部活動地域展開について

質問要旨:

- (1)令和8年度の実証事業について。
- (2)令和9年9月からの地域クラブ体制について。
- (3)指導者及び活動場所の確保について。
- (4)参加費用、移動及び安全管理等について。
- (5)本市が目指す部活動地域展開の将来像について。

答弁者:教育部長

(1)令和8年度は、ポートと陸上の2種目で、休日の部活動の地域展開に向けた国の実証事業を実施しており、休日は「地域クラブ」として活動することとしている。地域クラブには、学校や所属する部活動に関わらず、誰でも参加することができ、6月から活動を開始しているポートクラブには、市内3校から41名の生徒が参加している。また、陸上クラブは、9月12日から6校合同で活動を開始する。

(2)国のガイドラインでは、今年度から6年間で部活動地域展開の改革実行期間と定めており、令和10年度までに全自治体が休日の部活動地域展開に着手することとしている。この方針を受け、本市では令和9年8月をもって休日の学校部活動を終了し、同年9月から休日の活動を地域クラブへ展開する予定です。なお、県内複数の自治体では、すでに休日の部活動をすべて終了し、地域クラブへと展開している。本市の地域クラブの運営体制は、このような先進自治体等の取組を参考に検討を進めている。

具体的な体制づくりとして、まずは事業全体の運営・管理を行う「統括コーディネーター団体」を設置し、その下に「自主運営型地域クラブ」と、「直営型地域クラブ」の2種類の地域クラブを設置する体制を想定している。「自主運営型地域クラブ」は、市の定める認定要件のもとに自主的に運営できるクラブであり、令和8年10月から公募を開始する予定。一方、公募だけでは十分な受け入れ体制が確保できない場合もあることから、統括コーディネーター団体が直接運営・管理を行う「直営型地域クラブ」を設置することで、活動機会の確保を図っていく。

なお、地域クラブの種目は、生徒の活動機会をできる限り確保する観点から、現在、市内中学校で休日に活動している部活動の種目を優先して設置できるよう、検討を進めている。

(3)地域クラブの指導者は、県が実施する研修を受講した指導者を「認定地域クラブ指導者」として登録することなどにより、指導人材の確保を図っていく。また、希望する教職員は、兼職兼業の申請を行った上で、地域クラブの指導に携わることができる仕組みを整備している。実際に、今年度の実証事業においても、市内小中学校の教職員が、地域クラブの指導者とともに指導に携わっている。活動場所は、参加する生徒数や種目の特性等を踏まえて決定していくことになるが、市内の学校施設や公共施設を中心に活用することを想定している。

(4)休日の地域クラブ活動は任意参加となるが、活動を持続的に運営していくためには、会費や保険料など、一定の費用が必要となる。参加者に御負担いただく金額は、令和7年12月にスポーツ庁及び文化庁から示された参加費等の目安や、本市が実施した保護者アンケートの結果などを踏まえながら、引き続き総合的に検討を進めていく。

活動場所への移動は、原則として、これまでの休日の部活動と同様に、徒歩や自転車等による移動を想定している。また、地域クラブ活動時における安全管理体制は、すべての指導者に対し、事故の未然防止や安全管理、救急対応実習などの研修を義務づけることとしている。さらに、事故や不適切行為を防止する観点から、活動時には原則として複数の指導人材が携わることとするとともに、統括コーディネーター団体の職員による定期的な巡回を行うなど、安全確保体制を整えていく。

(5)部活動の地域展開は、これまで学校が担ってきたスポーツや文化芸術活動を、地域の人的・物的資源も活用しながら地域全体で支えることにより、少子化が進む中であっても、生徒が将来にわたって多様な活動に親しむことのできる機会を確保していくことを目指す。本市においても、まずは、学校の枠を越えて、生徒がそれぞれの興味や関心に応じた活動を継続できるよう、地域全体で活動を支える体制づくりを進めていく。

さらに、将来的には、地域クラブで活動した生徒が地域とのつながりを深め、その中から新たな指導者や活動を支える人材が育つなど、地域の中で活動が継続されていく好循環、いわゆるエコシステムにつながることも期待している。今後も、地域スポーツ団体、市PTA連合会、学校、市長部局の関係者を委員とする「戸田市部活動地域展開検討委員会」の御意見を踏まえるとともに、国・県の動向も注視しながら、関係者の皆様と連携と連携して、円滑な地域展開に向けた準備を進めていく。

令和8年第9回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

質問者:浅生 和英 議員

件名:公共施設における空調設備の衛生管理と空気環境について

質問要旨:

(1)市庁舎、福祉センター、戸田市スポーツセンター及び学校施設等の主要公共施設における空調設備の現在の清掃実績(実施頻度・清掃内容・予算措置)の現状と、カビ孢子や目視による吹き出し口の衛生状態の把握について。

(2)現行の「空気環境測定」の測定項目・測定方法について。

答弁者:教育部長

(1)清掃内容は、市内小中学校の校舎及び体育館の空調設備を対象として、使用頻度が高まる夏季と冬季の年2回、フィルター清掃を実施している。

空調設備の吹き出し口の衛生状態は、フィルター清掃に合わせて、目視による確認を行うとともに、吹き出し口に黒ずみが発生している場合には拭き取り清掃を実施するなど、衛生面に配慮している。

また、予算措置は、令和8年度予算として、小中学校合わせて779万5千円を計上している。

(2)市内小中学校は、文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、学校薬剤師の指導を受け実施している。測定項目は、ホルムアルデヒドやトルエンなどの6種類の揮発性有機化合物となっており、室内の温度が高い時季に、30分以上換気を行った後、5時間以上密閉してから検体を採取し、専門機関による測定・分析を実施している。また、分析結果は、各学校と共有し、児童生徒の健康と安全な学習環境の確保に努めている。

加えて、戸田第一小学校などの延べ床面積8,000㎡以上となる一部の学校は、厚生労働省の基準に基づく特定建築物に該当することから、本庁舎と同様の測定項目及び測定方法により空気環境測定を実施している。

質問者:辺見 智子 議員

件名:戸田型オルタナティブ・プランの今後について

質問要旨:

(1)戸田型オルタナティブ・プランの現状について。

答弁者:教育部長

全国的に不登校児童生徒が増加する中、本市では国の取組にも先駆け、令和4年度から「戸田型オルタナティブ・プラン」を掲げ、次の3つの取組を柱として進めている。

(1)「不登校を支援する」ための多様な学びの場の選択肢の拡充。児童生徒の状況やニーズに応じて、学校内外の多様な学びの場を選択できる環境を整えている。学校内では、市内全小学校に戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」を、市内全中学校には、「さわやか相談室」に加え、「きゃんばすルーム」を設置している。また、学校外では、教育支援センター「すてっぷ」に加え、令和5年度から西部福祉センター内に通称「西すてっぷ」を開設し、市内2カ所で運営している。さらに、埼玉県教育委員会と連携し、県立戸田翔陽高校内に中学生を対象とした不登校生徒支援教室「いっば」を設置するとともに、オンラインによるシェア型教育支援センター「room-K」では、自宅等に行ながら学習支援や教育相談を受けることができる。このように、児童生徒の状況やニーズに応じて、学校内外の多様な学びの場を選択できる環境を整えている。

(2)「不登校を科学する」ための調査、研究の取組。民間や大学教授など専門的知見を有する方々を、不登校対策ラボラトリー「ぱれっとラボ」の外部研究員として委嘱し、不登校対策や支援について調査・研究等を行うとともに、「ぱれっとルーム」や「きゃんばすルーム」等の効果的な運用について指導・助言をいただいている。

また、教育総合データベースを活用し、日々の教職員の気付きや各種アンケート調査等を蓄積し、児童生徒の状況把握や支援につなげている。

(3)「不登校への理解を広げる」取組。保護者を主な対象として「戸田市不登校について考える会」を毎年開催し、専門的知見を有する講師による講演や、不登校経験者を招いたシンポジウムなどを通して、不登校について理解を深める機会としている。また、市ホームページやSNS、広報誌等を活用し、本市の不登校対策や多様な学びの場について情報発信を行っている。

令和8年第9回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

質問者:河合 ゆうすけ 議員

件名:芦原小学校の校庭が狭くなった点の妥当性について

質問要旨:

(1)芦原小学校の児童は年々増えているにも関わらず、昨年は校舎の増設を行った関係で校庭の面積が小さくなった点について問う。

答弁者:教育部長

芦原小学校は、令和5年度から6年度にかけて教室不足への対応と特別支援学級の設置に向けて校舎の増築に伴い、校庭面積は4,300㎡から約3,900㎡へと縮小した。

そこで、老朽化した遊具の撤去により、児童の運動スペースをできる限り維持するとともに、学校では、計画的に実施する異学年交流活動や週1回の30分休みにおいて、校庭に加え屋内運動場を活用するなど、全校児童の運動機会の確保に取り組んでいる。こうした取組を進める中、令和8年度の同校の新体力テストの結果は、全国平均を上回るとともに、近年においても低下傾向は見られていない。

校庭面積は縮小したが、今後も児童の運動の機会を確保するとともに、教育活動に支障が生じないよう、必要な対応に努める。

質問者:遠藤 英樹 議員

件名:図書館について

質問要旨:

(1)来館者数、イベント参加者数、自習席の稼働状況及び関連資料の利用動向のモニタリング結果について。

(2)読書くじチャレンジについて。

答弁者:教育部長

(1)現在、戸田市立図書館は指定管理者による運営を行っており、定期に実施するモニタリング時に、事業報告書や指定管理者へのヒアリング等を基に、業務の遂行状況や来館者数などの実績等を確認するとともに、指定管理者による適正かつ確実なサービスの提供が確保されているかについて確認している。

また、図書館の来館者は、令和7年度は43万7,543人で前年度比0.1%、434人の増加となっている。また、今年度は7月までで、前年同時期と比較して1.7%増加、2,462人増加している。

貸出冊数は、58万9,403冊で、前年度比0.5%、2,903冊の減少となっている。一方、今年度は7月までで、前年同時期と比較して9.2%増加、1万8,357冊増加している。

イベントは、令和7年度は延べ768回開催し、延べ参加者数は9,678人であった。昨年度は地元企業と連携した講座や、ブックポストのデザイン募集など、大人も子供も楽しめるイベントなどを新たに実施しており、年度によってイベント内容が異なるため単純な比較とはならないが、開催数及び参加者数ともに増加している。

また、自習席については、令和7年6月に座席予約管理システムを導入した。導入以前は、自習席を確保するために朝一番から並ぶ状況も見受けられたが、導入後は、利用者から「図書館まで来て自習席が使えなかった、ということがなくなってありがたい」といった声もいただいております。公平な利用機会の確保につながっているものと認識している。

稼働状況は、休日や祝日は平均約57%、試験前となる1月から2月の期間は平均約48%の利用率となるなど利用が多く、平日についても夕方から利用が増える傾向がある。曜日や時間帯によって利用状況は異なるが、システム導入以降の令和7年度の平均利用率は約41%となっている。

関連資料の利用動向は、館内において季節や話題のテーマに応じた特集展示を行うほか、講座やイベントの開催に合わせて関連図書を配架し、その貸出状況などを確認している。

モニタリング時には、こうした業務の遂行状況や利用実績を確認するとともに、参加者が少なかったイベントは、実施時期や時間帯の見直しを検討するなど必要に応じて改善につなげている。また、新たな事業を開始する際には、その内容を確認し、より適切な事業となるように助言を行っている。

(2)本企画は、指定管理者が実施する図書館の利用促進事業の一つとして、一定数の図書を借りた方にくじを引いていただくことをきっかけに、図書館への来館や、新たな本との出会いにつなげようとするものである。

指定管理者から本企画について相談があった際には、市立図書館における取組として、景品を得ること自体が目的となり、読書そのものがおろそかになることについての懸念はあった。

一方で、指定管理者制度には、公共性を確保しながら、民間事業者が持つ柔軟な発想やノウハウを施設運営に生かしていくという側面もある。図書館においても、これまでも来館のきっかけとなるイベントや、イベントに関連した図書の展示・紹介など、様々な工夫を行ってきた。

令和8年第9回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

また、動機づけに関する考え方の一つとして、景品など外から与えられるきっかけによる「外発的動機づけ」についても、新たな行動を始める入口として一定の役割を持つものとされている。こうした外からのきっかけによって始めた行動が、その活動自体の楽しさや意味、価値を感じることににより、次第に本人の中に取り込まれ、より自律的な行動につながっていくという考え方もある。

本企画についても、単に「景品がもらえるから本を借りる」というところで終わるのではなく、これを一つのきっかけとして図書館に足を運び、本を選ぶ中で、読書そのものの楽しさや、新たな本との出会いにつながることを期待して実施しているところである。

利用状況としては、8月18日までの集計で、延べ1,815回の利用があった。利用者は主に親子連れが多く、親子で絵本などを合わせて一定数以上借りていただくケースが多く見られている。また、利用者からは、「じっくり本棚を眺めるいい機会となり、新しい本に出会えた」などの声を複数いただいたとの報告を受けている。

一方で、企画の趣旨とは異なり、くじを引くことだけを目的として、短期間に何度も貸出しと返却を繰り返すような利用があれば、望ましい取組とは言えない。指定管理者に確認したところ、現時点では、窓口での利用状況等において、そのような利用は確認されていないとの報告を受けている。

また、景品についても、オリジナルトートバッグなどの物品だけではなく、「雑誌の付録」や「展示コーナー作り」、「図書館特別探検ツアー」など、図書館での体験につながるものを利用者が選択できる仕組みも用意している。特に、図書館特別探検ツアーは希望が多かったことから、実施回数を増やすなど、利用者の反応を踏まえた対応も行っている。

ただし、本企画を実施したこと自体をもって、読書推進に効果があったと評価しているものではない。

貸出冊数は、図書館の利用状況を客観的に把握するための成果指標の一つとして設定しているが、図書館には、図書の貸出しに加え、読書や調査研究、学習の場、さらには様々な世代の方が安心して過ごすことのできる居場所としての役割など、多様な機能がある。

そのため、本企画についても、貸出冊数だけではなく、どのような方が参加したのか、来館のきっかけとなったのか、参加状況や利用者の反応なども見ながら、その効果を捉えていくことが重要であると考えている。

また、本企画に限らず、図書館では、おはなし会など様々なイベントを実施している。こうした取組を通じて、本との出会いや図書館を利用する楽しさを感じていただき、継続的な利用につなげていくことも重要であると考えている。

今後も、実施状況や利用者の反応を確認し、企画の趣旨とは異なる利用が見られる場合や、より効果的な方法が考えられる場合には、指定管理者と協議し、必要に応じて内容や実施方法を工夫・改善していく。

市立図書館としての役割や公共性を踏まえつつ、指定管理者の柔軟な発想やノウハウも生かしながら、単に本を借りる冊数を増やすことだけではなく、図書館への来館や本との出会い、読書の楽しさにつながる取組を進め、より多くの市民に親しまれ、利用される図書館づくりに努めていく。

質問者:山屋 佳代 議員

件名:本市の文化財について

質問要旨:

- (1)本市の指定文化財の種類と現状について。
- (2)指定文化財の保存、継承に関する本市の取組は。
- (3)無形民俗文化財の現状把握と保存・継承への支援について。

答弁者:教育部長

(1)文化財には「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」などがあり、これらのうち重要なものについて、国や都道府県、市町村が指定等を行い、法令に基づき、管理、保存、修理等に必要な施策を講じることで、その保護を図っている。

現在、市内には、3件の県指定文化財と41件の市指定文化財がある。県指定文化財は、有形文化財の「美女木八幡社銅鐘」、「日蓮上人墨跡及び日向記」、有形民俗文化財の「荒川水系戸田周辺の漁撈用具」の3件である。

また、市指定文化財の内訳は、絵画や古文書、歴史資料等の有形文化財が27件、民俗芸能など、地域の人々によって受け継がれてきた無形民俗文化財が2件、風俗慣習や民俗芸能、民俗技術などに用いられる道具や用具等の有形民俗文化財が10件、記念物として天然記念物の「夫婦柿」と「うばゆり」の2件となっている。

令和 8 年第9回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

(2) 指定文化財のうち、市が所有するものや市に寄託されているものについては、郷土博物館収蔵庫に収蔵するなど、適切な保存・管理を行っている。

また、社寺や個人等が所有する指定文化財は、それぞれの所有者において保存・管理を行っていただいている。

市では、こうした指定文化財の保存・管理を支援するため、「戸田市指定文化財管理補助金」として、県指定文化財については1件につき年額2万円、市指定文化財については1件につき年額1万円を交付している。

さらに、指定文化財の修理や整備、記録保存など、保存に必要な事業を対象として、事業費の1/2以内で、限度額を50万円とする「戸田市文化財保存事業費補助金」を交付している。

これらの補助金の交付申請を御案内する際には、文化財の所有者や保存団体に調査票を送付し、それぞれの文化財の保存状況や活動状況、課題等について確認している。

また、文化財が将来にわたって受け継がれていくためには、その価値や魅力を広く市民の皆様知っていただくことも重要であると考えている。

このため、文化財を題材とした文化財講座やアーカイブズ・セミナーの開催のほか、冊子『戸田市の指定文化財』や、文化財案内地図「戸田市史ある記マップ」の発行、市ホームページでの情報発信など、普及啓発にも取り組んでいる。

(3) 現在、本市では、「下戸田ささら獅子舞」と「沖内囃子」の2件を市指定無形民俗文化財に指定している。

無形民俗文化財は、地域の方々の活動を通じて受け継がれていくものであることから、保存団体による継続的な活動が重要であり、市としては、その活動を支援していくことが基本であると考えている。

現状把握は、保持団体への調査票や一般公開時の現地確認などを通じて、活動状況や課題の把握に努めている。

また、一般公開の日程を「広報戸田市」や市ホームページで周知するとともに、公開の様子を市公式動画チャンネルで発信している。さらに、市ホームページにおいて保存会の会員募集を周知するなど、継承に向けた取組も行っている。

なお、市指定無形民俗文化財であった「新曽下町観音経」は、保存会の解散に伴い、令和5年に指定解除となったが、使用されていた太鼓等の道具を郷土博物館に御寄贈いただいた。令和6年度の企画展「新収蔵品展」では、これらの道具一式の展示をするとともに、観音経の記録映像を視聴できるようにするなど、活動そのものの継続が困難になった場合にも、その歴史や文化的価値を市民の財産として後世に伝える取組を行っている。

また、同じく令和6年度の郷土博物館開館40周年記念祭では、沖内囃子保存会の御協力により、市指定無形民俗文化財「沖内囃子」を披露していただくなど、市民の皆様は実際の伝統文化に触れていただく機会も設けている。

今後も、文化財の状況や課題を踏まえながら、地域に受け継がれてきた貴重な文化財が次の世代へつながっていくよう、必要な支援に取り組んでいく。

質問者:酒井 いくろう 議員

件名:学校教育におけるICT・AIの適正活用と端末管理について

質問要旨:

- (1) AI等の活用による個別最適な学びと学習効率化の推進について。
- (2) 児童生徒の年齢・発達段階に応じたICT端末の利用分野や利用制限の見極めについて。
- (3) 端末の不適切な利用・不正使用を防止するための管理体制と指導・対策の強化について。

答弁者:教育部長

(1)本市では、児童生徒一人一人の学習状況に応じた学びを進めるため、AIドリル等を導入している。AIドリルでは、それぞれの理解度や進度に応じた問題に取り組むことができるほか、学習履歴を教師が把握し、その後の指導や個に応じた支援に生かすことができる。また、採点等の一部を効率化できることから、教師が児童生徒への支援に、より多くの時間を充てることにもつながるものと考えている。

一方、学習内容によっては、教師による直接の指導や児童生徒同士の対話、さらには体験的な学びなど、学びを効率性だけで単純にわけすることはできず、児童生徒の興味関心を高め、試行錯誤しながら考える過程など、時間をかけて学ぶこと自体が重要な場面もある。

このため、AIやICTによる効率化そのものを目的とするのではなく、AIやICTを効果的に活用するとともに、教師による指導や児童生徒同士の対話も大切にしながら、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それを活用して考え、探究する学びをともに充実させていくことが重要であると考えている。

令和8年第9回教育委員会資料

一般質問(再質問除く)

答弁者:教育部長

(2)ICT端末の利用については、国からは、姿勢や画面との距離など健康面への配慮事項や、活用に向けた基本的な考えが示されているが、どのような学習場面で利用するか、どの程度利用を制限するかといった具体的な基準等は示されていない。また、各自治体においても、端末の活用事例等が示されている例はあるものの、利用に関する段階的な基準や目安が広く示されている状況にはないものと認識している。

本市では、児童生徒の発達段階や実態、学習の目的、内容などが異なることから、一律に利用する教科や時間を定めるのではなく、学習場面に応じて適切に活用することが重要であると考えている。

このため、ICTを利用することを前提とせず、紙や具体物、対面での活動なども含め、学習の目的や児童生徒の実態に応じて適切に使い分けている。

(3)本市では、児童生徒が安心・安全に端末を利用できるよう、有害サイト等へのフィルタリングを行うとともに、令和8年度からは利用時間の制限も行っている。利用時間の制限は、小学校では午後9時から翌朝5時まで、中学校では午後11時から翌朝5時まで端末を利用できない設定としており、この時間設定は、賛否様々な御意見をいただいているところである。また、授業中に学習目的と異なる利用が見られた場合には、個別に指導するなど、技術的な管理と児童生徒への指導を組み合わせ対応している。利用状況の把握は、これまでも様々な企業や有識者から助言をいただきながら、よりよい管理方法について研究してまいりました。しかし、利用状況を詳細に把握するための技術やサービスは、現在も開発途上にあることから、今後も引き続き技術動向等の情報収集を行いながら、研究を進めていく。

一方で、学校の端末だけを制限することで、児童生徒を取り巻くデジタル利用に関する様々な課題を解決することは困難であると考えている。このため、本市では、全ての小中学校の全学年で、デジタル・シティズンシップ教育を計画的に実施し、発達段階に応じて、デジタル機器との適切な付き合い方や、自ら利用目的や時間を考え、調整する力の育成に取り組んでいる。

今後も、学校と家庭との連携を図りながら、必要な管理を行うとともに、児童生徒自身がデジタルとの関わり方を適切に判断し、自ら調整できるよう、管理と教育の両面から取組を進めていく。



再質問等、一般質問の答弁の詳細については「戸田市議会本会議録画配信」をご覧ください。

Google認定教育者レベル1研修会

参加者数

27人

アンケート結果

研修の満足度

3.68

実践意欲

3.52

【研修の概要】



Google Workspace for Educationの基礎的な理解と、授業及び校務における実践的な活用力の向上を図ることを目的に本研修会を開催した。

研修では、富士電機ITソリューションの川幡氏を講師に迎え、Google認定教育者レベル1※の受験を見据えつつ、試験対策にとどまらず、教師のICT活用スキルの向上を主眼として実施した。Google Meet、ドキュメント、Classroom、ドライブ、フォーム等の基本的な機能や操作を確認するとともに、授業や校務における具体的な活用場面について学んだ。

研修を通して、各ツールの特性を踏まえた効果的な活用について理解を深めるとともに、今後の認定取得及び各校における実践的なICT活用の一層の推進につなげる機会となった。

※Google Workspace for Educationの基礎的な知識や、教育現場における具体的な活用方法についての理解度を問う教育者用の認定試験

報告事項

活用のポイント

子どもたち向けの学習ハブ（拠点）に！

テンプレート

1からデザインを考えなくてもテンプレート利用することで簡単にサイトを作成することができます。



外部URLへの誘導

メニューバーに「新規リンク」を追加すれば、外部の学習サイトや参考ページへ直接誘導できます。サイト内のページと同じ感覚で、迷わず外部リソースへアクセスが可能です。



テーマの変更

配色やフォントの「テーマ」をワンクリックで一括で変更できます。専門知識がなくても、一瞬でクオリティの高いまとめ資料が作成できます。



受講者の感想

- ・普段から様々なGoogleのツールを使っていますが、あまり使わないツールのことも深く知ることができました。最後にGeminiのCanvasを使ったアプリケーションづくりを学びましたが、授業でも使うことができるツールが作成できたので活用していきたいと思います。
- ・今回の講習をきっかけに、自分自身がGoogleの機能を使いこなせていないということに気付くことができました。児童のメディアリテラシーを高めるだけでなく、自分自身の校務をスムーズに進めるための知見がたくさん得られました。
- ・普段使っているGoogle Workspaceでしたが、改めて用途に合わせた使い方を問われると考えることが多く、表面的な機能しか使えていなかったことがわかりました。

中学校英語担当教員指導法 研修会

参加者数

6人

アンケート結果

研修の満足度

4.00

実践意欲

3.67

【研修の概要】

パフォーマンステスト
(ALTとの会話(Speakingやりとり) …指導と評価の一体化)

2 「帯活動」Small Talkによる即興(やり取り)の日常化

①評価基準(ループリック)に繋がるスキル指導

Topic	
Students should not bring smartphones to school.	
-communication skill-	-English skill-
・reaction	・Sentence > word
・プラスワン・information	
・related questions	

Small Talkの際に
意識するポイント=評価ポイント
を提示し、確認してから行う。

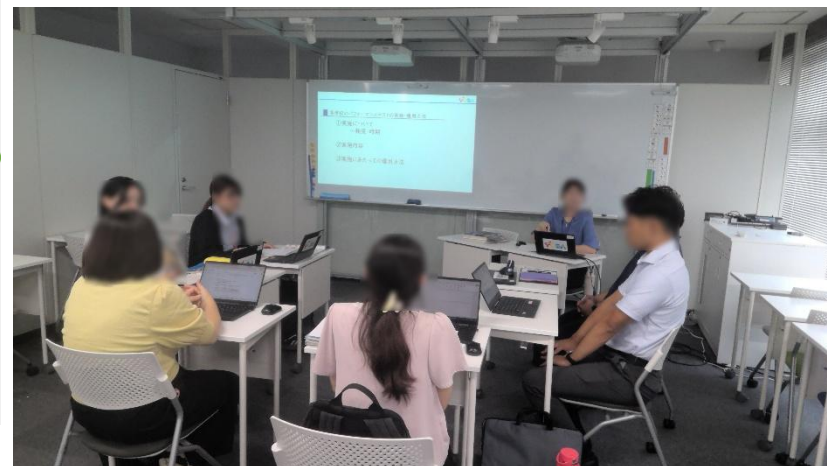
②形成的評価(活動の見取り)と中間指導

同じドピックでペア
をかえて
2回以上行う。

言語活動(1回目)

指導

言語活動(2回目)



各中学校のパフォーマンステストの取組については、実施時期や内容、運用方法等について情報交換を行った。

ALTとの対話(やりとり)の必要性については、日頃の授業からSmall Talkを行って継続的なやりとりの練習を行うことや、指導と評価の一体化を念頭において授業を進めていくことについて講義を通して学んだ。

単元ベースの授業づくりについては、講義を通じて、単元ベースの授業の必要性や、教師の役割について考えた。演習では、持参した指導案を活用しながら、単元ベースの授業案作成を行った。

受講者の感想

- ・パフォーマンステストについて非常に参考になったので実践したい。
- ・各学校でのパフォーマンステストの取り組みなど詳しく情報を知ることができました。
- ・単元ベースの授業の作り方の例を提示していただいたのでわかりやすかった。2学期以降の授業づくりの参考になった。
- ・1回1回の授業で何を大事に組み立てていくかを今一度再認識していきたいです。

S F I 研修会

参加者数

19人

アンケート結果

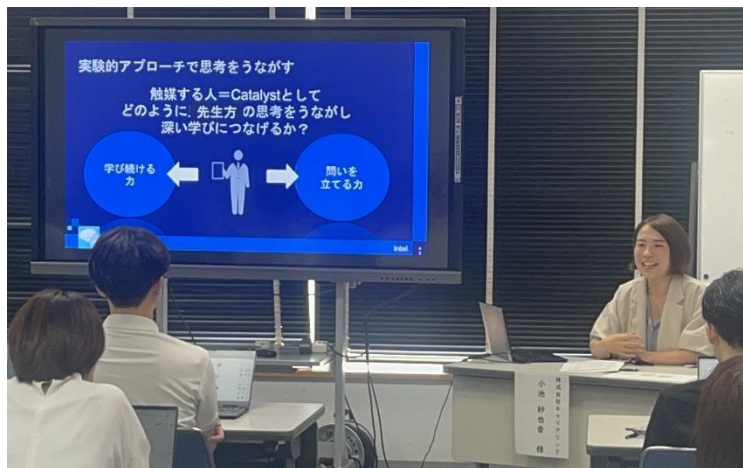
研修の満足度

3.47

実践意欲

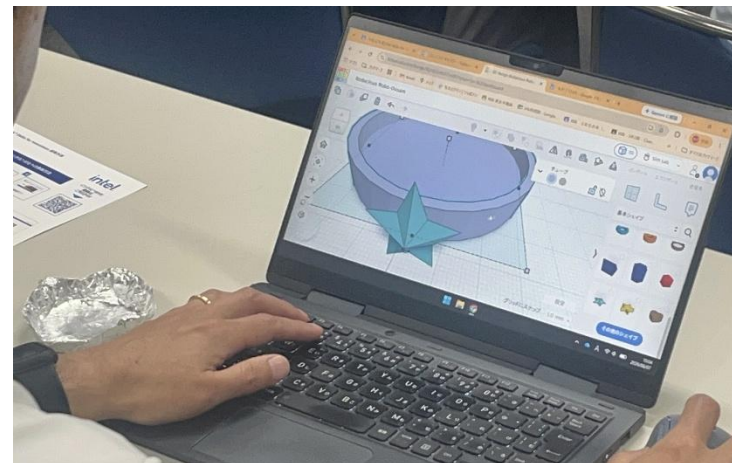
3.32

【研修の概要】



新しいアイデアを生み出し、未来を形作る力を育むため、インテル株式会社が提供する、テクノロジーを活用した授業をデザインするためのプログラム「Intel® Skills for Innovation (SFI)」について研修した。

具体的には、SFI National Training Agencyである株式会社キャリアリンクの小池 紗也香 様を講師とし、初心者でも簡単に3Dモデリングができるビジュアルプログラミングツール体験や、テクノロジーを活用した実践的な授業デザイン演習等を通じて、学びの変革実践者としての意識の醸成や必要となるスキルの育成を図った。なお、授業デザイン案については、個々に講師からフィードバックし、より実践に繋がるよう支援している。



受講者の感想

- ・テクノロジー活用ということで、これまでは、「とりあえず使ってみる」があったが、「目的をもち、目的に合わせた活用」という考え方を大切にしたい。また、このような考え方を学校全体にも広げていきたい。
- ・今回紹介していただいた3Dソフトは、大人でもスムーズに使うことができる使いやすいソフトであり、2学期で扱うユニバーサルデザインが題材の導入やまとめに使っていこうと思いました。
- ・授業でテクノロジーを活用するのであれば、まず教師自身が学ぶ必要があると思いました。新しい媒体ができて学び続けたいと思います。

PBL研修会（初級～中級）

参加者数

25人

アンケート結果

研修の満足度

3.64

実践意欲

3.72

【研修の概要】



PBLの基礎を学ぶことをねらいに、PBLの必要性や授業デザインの在り方を学び、夏季休業明けの実践に生かせるような講義・演習を行った。

国の次期学習指導要領改訂の議論において「行動系の探究」としてPBLが位置付けられていることを踏まえ、社会動向や教育の方向性の解説からはじめ、戸田型PBLの必要性和その要件についてワークを取り入れながら講義を行った。

演習では、市プレゼンテーション大会受賞校のプレゼン動画を視聴しながら、戸田型PBLの要件を分析シートに整理したり、生活・総合のグループに分かれて、各々戸田型PBLの視点から具体的な授業案を改善するための方法を検討・協議したりするなど、実践に生かせるよう工夫した。

PBL分析シート

課題	誰の何のために	
	何をする	
解決	何がどうなったらゴールか	
	どう検証するか	

受講者の感想

- ・昨年度から戸田市に着任し、PBLについてわからないことが多々ある1年目を過ごしていた。今回の研修を通じて改めてPBL、特に戸田型PBLがどのようなものか理解を深めることができた。実践的に使える知識を増やし、未来を拓く力を養うために積極的に今日の学びを活用して授業づくりを行なっていきたいと思う。短い時間ではあったが、かなり多くの学びを得ることができた。
- ・他県の単元計画を「戸田型PBLであればどのように実践できるか」について検討したことで、より深くPBLを学べた気がします。
- ・実際に教材研究をしてみることで、どのような視点で教材をみていけばよいのかを知ることができた。身近で切実な課題を提示したり、適切な発問や切り返しなど、教材の捉え方や教師としての力量によって差が出る所だと実感したので、これからの研鑽に力を入れていきたい。

考え、議論する道徳指導法研修会

参加者数

22人

アンケート結果

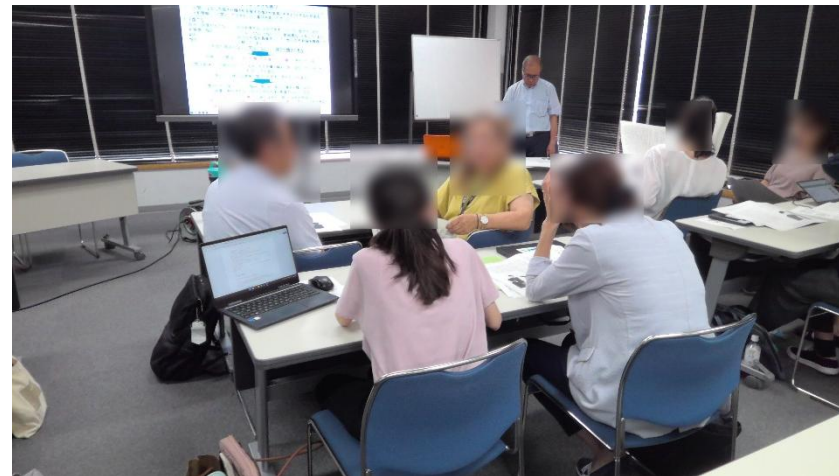
研修の満足度

4.00

実践意欲

3.91

【研修の概要】



「特別の教科道徳」における考え、議論する道徳の実現に向け、開智国際大学教育学部教授土井 雅弘 様を招聘し、研修を行った。

研修会では、前半に講義形式で「特別の教科 道徳」と他教科との違いや道徳科の特質についてなど、道徳科への理解を深める御指導をいただいた。後半は、実際の教科書の教材を用いた演習形式で、「二分法」による実践例の紹介を交えながら、教材研究の在り方や児童生徒への発問の仕方、切り返し等の対応の仕方などを御指導いただいた。

過去の実践の具体的な教師の発問と子供の反応を紹介いただいたり、参加者同士が日頃の悩みも共有しながら、協議をし、道徳科の指導に対する理解を深める機会となった。

受講者の感想

- ・研修会を通して、今までの自分の教材研究が浅かったことを感じました。他教科との構造の違いや、評価の特徴など基本的なことも捉え直すことができ、自分の中で腹落ちしました。
- ・道徳に関しては、なかなか達成感がなく、で悩んでいたの、学ぶ機会があってとても良かったです。講義を聞いて、対話の価値や児童の反応から切り返す楽しさを感じました。次の道徳の授業が楽しみになりました。
- ・実際に教材を使って、どの場面でどんなことを問うのかや、実際に講師の先生がどんな問いを子供たちに投げかけ、子供たちはどんな反応をしたのかなどを教えてください。ただき、授業のイメージを明確にすることができました。

授業の根幹研修会

参加者数

29人

アンケート結果

研修の満足度

3.57

実践意欲

3.54

【研修の概要】

1 なぜ「単元ベースの授業づくり」が求められるのか？



社会の急激な変化(AIの普及やグローバル化)に対して、
これまでの日本の子供たちが受けてきた「詰め込み型の教育」では
太刀打ちできないという危機感



現状①

「知識」は持っているが「活用」できない

現状②

学ぶ意欲や自己肯定感が低い

現状③

「対話」や「協働」して
新しい価値を生む経験不足

単元ベースの授業の中で...

- ・学んだ知識を使ってレポートを書く。
- ・学んだ計算で課題を解決する。

学びを組み合わせた活用する経験

- ・単元のはじめに
ゴールと評価規準を示す。
見通しをもって
主体的に学ぶ環境

- ・各自で調べる時間。
- ・友達と議論し考えを深める時間。

時間のマネジメント

「学びのシフト」

子どもたちを、『お客様』→自ら社会を切り拓く『学びの主役』に変える



受講者の感想

講義・協議内容としては、単元ベースの授業の必要性や単元ベースの授業での必須事項について、講義形式で知識を深めた。また、単元ベースの授業イメージや単元ベースの授業における教師の役割についても、具体的な事例をもとに共通認識を図った。

演習では、単元ベースの授業作成を行った。持参した指導案をもとに、単元ベースの授業案の作成を行い、単元ベースの授業のよさを実感する機会となった。

- ・最初にゴールと評価規準を示して「逆算」で授業をデザインする重要性や、学びの入りを工夫して子供の主体性を引き出す視点は大きな学びでした。教師は知識を伝える存在ではなく、環境を整えて問いをゆさぶるファシリテーターであるという言葉が強く心に残っています。
- ・単元ベースの授業づくりを行うことは簡単なことではないですが、見通しをもって授業を行うことは、児童にとっても教師にとってもメリットしかないと改めて思いました。
- ・単元ベースの授業には、児童や教師にとってのよさがたくさんあることが分かりました。児童が見通しをもって取り組めるよう、まずは教員自身が1時間の見通しをもって教材研究にのぞくようにしたいです。

ものづくり研修会

参加者数

11人

アンケート結果

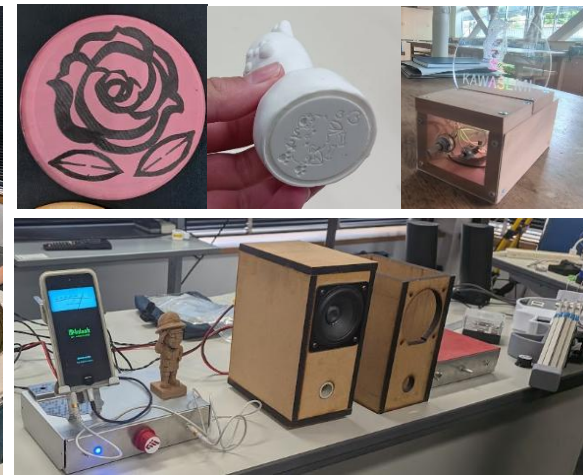
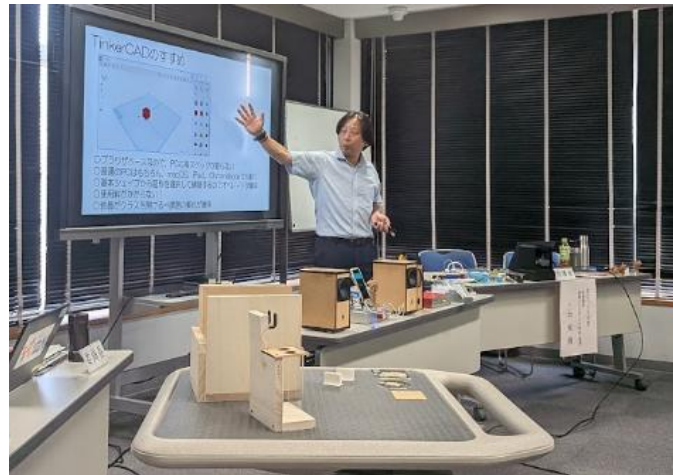
研修の満足度

3.73

実践意欲

3.64

【研修の概要】



戸田型PBLの深化とSTEAM教育の推進に向け、本研修会は、今年度設置した戸田市PBL・STEAM教育研究推進委員会を兼ねて開催した。

指導者には、戸田市PBL・STEAM教育アドバイザーである「ものづくり大学」の三井実教授を招聘し、課題発見、構想、試作、改善による探究とデジタルファブリケーションを活用した授業づくりの可能性について御講演いただいた。

また、市内中学校におけるレーザー加工機活用実践を共有するとともに三井研究室の製作物の例を通して、ものづくりを通した学びの具体的なイメージを検討した。後半は、総合WG・技術WGに分かれ、今後の論点や取組の方向性について協議を深めた。

受講者の感想

- ・レーザー加工機は運用が難しいと感じていましたが、木材加工や電気、プログラミング、美術的な造形活動など、他の教材や教科と組み合わせることで活用の可能性が広がると感じた。切断や刻印だけでなく、立体や複数材料を組み合わせた授業づくりにも取り組んでみたいです。
- ・他校の実践共有や三井教授の講義を通して、自校でも取り組めそうな活用イメージを広げることができました。防災教育や職業・キャリア学習、まちづくり、部活動、特別支援学級での活用など、生徒の関心や意欲を高める実践を考えていきたいです。
- ・総合的な学習の時間において創作や試作を伴う探究活動が必要になってくることが分かった。

インクルーシブ教育推進研修会

参加者数

33人

アンケート結果

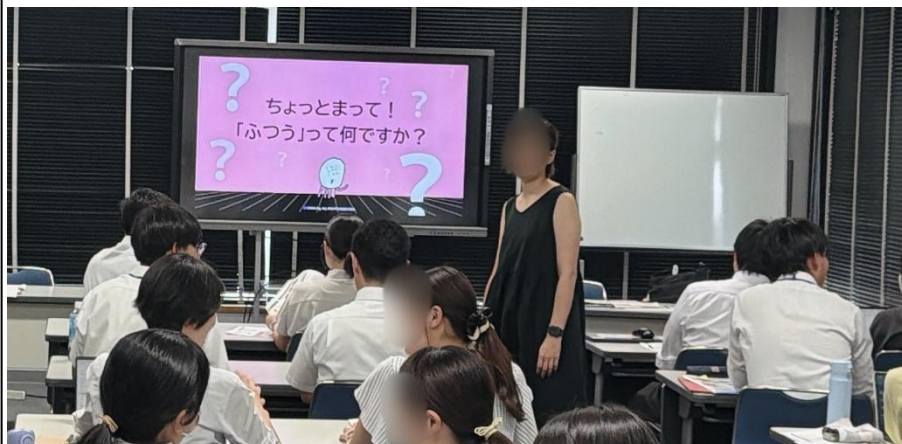
研修の満足度

3.91

実践意欲

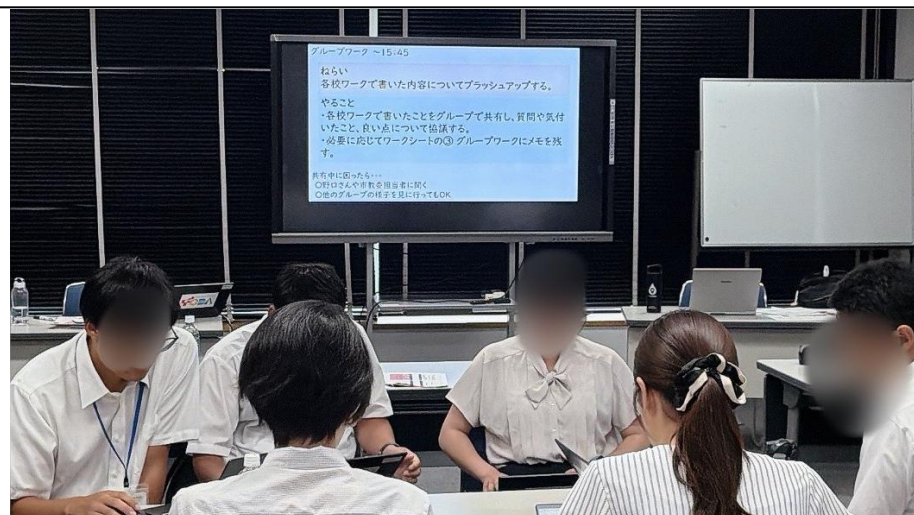
3.82

【研修の概要】



一般社団法人UNIVA理事の野口 晃菜 様を講師としてお迎えし、前半はインクルーシブ教育の理念や、次期学習指導要領の改訂動向を踏まえた今後の方向性について御講義いただいた。その後、市教委担当者から戸田型インクルーシブ教育モデルの考え方や取組の方向性について説明を行った。

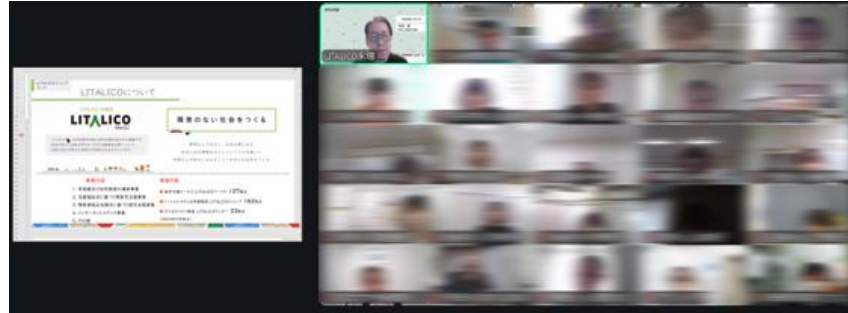
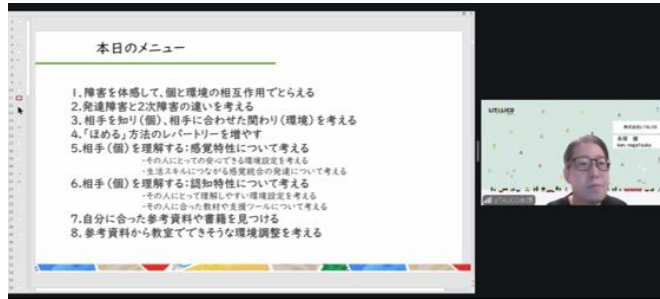
後半は、前半の説明をもとにし、各校が自校のこれまでの取組みを振り返りながら、「強み」や「課題」を整理するとともに、それらを踏まえて今後自校で進めていきたい取組を検討してアクションプランを作成した。作成したアクションプランについては全校が発表を行い、野口様から個別にフィードバックをいただいた。理念を学ぶとともに、各校の実態を踏まえた今後の具体的な実践につながる機会となった。



受講者の感想

- ・「インクルーシブ教育とは何か」ということから、自校の強みと課題、夏休み明けのアクションプランを計画するところまで考えることができた。
- ・多様な児童生徒のために、私たち教員には何ができるかを全教職員で考えていきたい。
- ・アクションプランをスモールステップにして、できることから少しずつ進めていきたい。
- ・インクルーシブ教育とは何か、とても難しいと思っていたが、唯一の正解がないからこそ今までの取組を振り返り、ブラッシュアップしながら学校の教職員全体で共通理解をもって取り組んでいくことが大切だと思った。
- ・戸田型インクルーシブ教育モデルについて知り、市全体でインクルーシブ教育に取り組んでいることがわかった。今後が楽しみになった。

【研修の概要】



多様なニーズのある子供たちへの集団における支援と個別的な支援について学ぶ研修会で、毎年同様の内容で、株式会社LITALICOの永塚氏に依頼し、市内小中学校教諭の他、市内幼児教育施設職員（希望者）を対象にオンラインで実施している。

受講者は、困難さの疑似体験を通して、『日常の中にある困難さ（学習の理解、注意の集中や持続の偏り、対人関係でのすれ違い）の原因は、個と環境の相互作用の中にある』ということについて実感することができた。また、一人一人の特性やその背景要因を分析し、サポート体制の整備や環境調整をすることで、生活しやすくなったり、学びやすくなったりすることがあることを御指導いただいた。

どのように発達を支援していくか、デザインしていくかについては、『まずは相手（個）を知って、関わり（環境）を調整していくこと』が大切ということで、具体的な事例を御紹介いただき、現場での取組を考えるよい機会となった。

受講者の感想

・今回の研修を通して障害に対する自分の考え方が変わりました。園から中学校まで、様々な校種の先生方が参加していましたが、子供の発達や支援に関する悩みには共通する部分が多いことを知ることができました。子供達が安心して過ごせる環境をつくるためには、園や学校が互いに連携し、子供の姿を共有しながら支援していくことが大切だと学びました。（保育園）

・今までは児童の見える課題の部分しか考えていませんでしたが、今後はその下にある感覚という部分も意識して児童の支援をしていきたいと思いました。個の特性だけでなく、環境にも目を向けて見ていきたいです。（小学校）

・二次障害について、理解が深まりました。日常から「できている行動」「素敵な行動」にもっと着目して、保護者や周囲の方からも、本人にとってうれしい言葉のシャワーが増えていくような働きかけをしていきたいと思いました。（中学校）

PBS研修会 (ペアレントトレーニング指導者養成研修)

参加者数

22人

アンケート結果

研修の満足度

3.86

実践意欲

3.82

【研修の概要】



「ペアレントトレーニング」とは、保護者の方々が子供とのよりよい関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消できるよう支援するプログラムのことである。

本研修では、ペアレントトレーニングの土台ともいえる「PBS（Positive Behavior Support：ポジティブ行動支援）」の視点に基づいた、児童生徒の行動を支援する手立ての他、ペアレントトレーニングにおけるファシリテートの仕方について御講義いただいた。ロールプレイングや演習を通して、参加された先生方は互いの見え方や考えを積極的に交流し、よりよい声かけや支援の方策について具体的に考えを深めていた。



受講者の感想

- ・「保護者も褒める」については、保護者を認めて褒めることが大事で、これから保護者と接するとき心に留めておきたいと思いました。ペアトレは参加者に話をふることが大切で、引き出すスキルを保護者懇談会でも意識して使っていきたいです。ロープレも積極的に参加でき、有意義な時間となりました。
- ・子供の困った行動のきっかけと結果に注目して、問題行動の背景を分析することが効果的な行動支援につながるというのがとても納得できたとし、早速2学期から実践したいと感じた。何か子供が気になる行動を起こしたときは、その結果に着目し、行動の意味（回避逃避、注目要求、感覚刺激、物や活動の要求）を考え声掛けや対応を工夫したい。

令和8年度 全国学力・学習状況調査結果【戸田市】

戸田市教育委員会教育政策室

	小学校6年生			中学校3年生		
	戸田市	全国	埼玉県	戸田市	全国	埼玉県
国語	61	60.9	63	68	63.9	66
算数・数学	57	56.4	57	62	57.0	59
英語（4技能）				523	499	507

中英語はR5以来
中英語はCBT実施のため、異なる得点形式

(平均正答率 単位 %)

< 前回の結果との比較 >

令和7年度 小学校6年生

	戸田市	全国	県
国	67	66.8	68
算	57	58.0	58

令和8年度 小学校6年生

	戸田市	全国	県
国	61	60.9	63
算	57	56.4	57

令和7年度 中学校3年生

	戸田市	全国	県
国	55	54.3	55
数	52	48.3	50
英			

令和8年度 中学校3年生

	戸田市	全国	県
国	68	63.9	60
数	62	57.0	59
英（4技能）	523	499	507

< 同じ集団での比較 >

令和5年度 小学校6年生

	戸田市	全国	県
国	70	67.2	68
算	64	62.5	62
英			



令和8年度 中学校3年生

	戸田市	全国	県
国	68	63.9	60
数	62	57.0	59
英（4技能）	523	499	507

同じ集団の3年後は...

とだっ子の学習状況について

小学校は、国語、算数ともに国の平均正答率と同程度でした（県の平均正答率と比べると国語が僅かに下回りました）。中学校は、国語、数学、英語（4技能）のすべての教科で、国及び県の平均正答率を上回る結果でした。

同じ集団で比較すると、令和5年度から令和8年度にかけて、国語の国の平均正答率の差が1.3ポイント向上しています。算数・数学においても、3.5ポイント向上しています。国語、算数・数学ともに、全国以上の伸びがみられます。英語は、国・県を大きく上回る高い水準を示しています。

今後は、学習指導要領の趣旨を再確認し、教科の見方・考え方を働かせる授業 目の前の子供の実態を捉えるために、各種調査の分析活用と形成的評価の充実 教科の本質的な学びを子供が実感を伴って味わうことができる深い学びの授業展開を目指し、主体的・対話的で深い学びの授業改善をさらに進めてまいります。

令和8年度 埼玉県学力・学習状況調査結果【戸田市】

戸田市教育委員会教育政策室

埼玉県と戸田市の令和8年度平均正答率の比較

	小学校 4 年生			小学校 5 年生				小学校 6 年生				中学校 1 年生				中学校 2 年生				中学校 3 年生			
	埼玉県	戸田市	県比較	埼玉県	戸田市	県比較	R7 県比較	埼玉県	戸田市	県比較	R7 県比較	埼玉県	戸田市	県比較	R7 県比較	埼玉県	戸田市	県比較	R7 県比較	埼玉県	戸田市	県比較	R7 県比較
国語	51.6	53.1	1.5	59.9	61.5	1.6	3.5	62.2	63.1	0.9	1.9	64.5	66.1	1.6	1.7	63.5	64.5	1.0	2.0	56.8	60.0	3.2	2.5
算数・数学	56.2	58.2	2.0	47.4	48.3	0.9	0.7	46.7	47.6	0.9	1.0	47.0	48.4	1.4	0.4	52.4	55.7	3.3	-0.4	51.7	55.7	4.0	2.5
英語																46.1	52.5	6.4		47.3	50.5	3.2	4.7

(平均正答率 単位 %)

- 本年度は全項目で県平均正答率を上回っている。
- 昨年度県平均を下回っていた項目(中1数学)については、今年度は県平均を上回っている(中2数学)。
- 英語では、中学校第2,3学年共に約4ポイント以上、県平均を上回っている。
県比較については、小数第一位の値であるため必ずしも見た目上の差とは一致しない。

埼玉県と戸田市のR06～R08(過去3年間)の学力のレベルの伸びの比較

		小学校 4 年生			小学校 5 年生			小学校 6 年生				中学校 1 年生				中学校 2 年生				中学校 3 年生			
		R08	学力の伸び	R07	R08	学力の伸び	R06	R07	R08	学力の伸び	R06	R07	R08	学力の伸び	R06	R07	R08	学力の伸び	R06	R07	R08	学力の伸び	
国語	埼玉県	5-B		5-B	6-B	3	5-B	6-B	7-C	2	6-B	7-C	8-B	4	7-C	8-C	8-B	1	7-A	8-C	8-A	2	
	戸田市	5-B		5-A	6-B	2	5-A	6-A	7-B	2	6-A	7-B	8-B	3	7-C	8-C	8-B	1	7-A	8-B	8-A	1	
算数・数学	埼玉県	5-C		4-A	5-B	2	4-A	5-B	6-C	2	5-B	6-C	6-A	2	6-B	6-A	7-B	2	6-B	7-A	7-A	0	
	戸田市	5-C		5-C	5-B	1	4-A	5-B	6-C	2	5-B	6-C	6-A	2	6-B	6-A	7-A	3	6-A	7-A	8-C	1	
英語	埼玉県																9-C			9-C	9-A	2	
	戸田市																9-B			9-B	10-C	2	

(学力のレベルについては、次ページ参照)

- 昨年度と同様、埼玉県平均、またはそれより高い学力のレベルを維持しつつ、児童生徒の学力を概ね同程度伸ばすことができた。

R03～R08の学力のレベルの推移

国語

	小4				小5				小6				中1		中2		中3	
レベル11,12省略																		
レベル10																		
レベル9																		
レベル8																		
レベル7																		
レベル6																		
レベル5																		

	中3	中2	中1	小6	小5	小4
R8						

算数・数学

	小4				小5				小6				中1				中2				中3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
レベル11,12省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
レベル10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

英語

	中2	中3
レベル11,12省略		
レベル10		
レベル9		
レベル8		
レベル7		
レベル6		
レベル5		

報告事項

令和8年度 中学校部活動 関東・全国大会の結果について

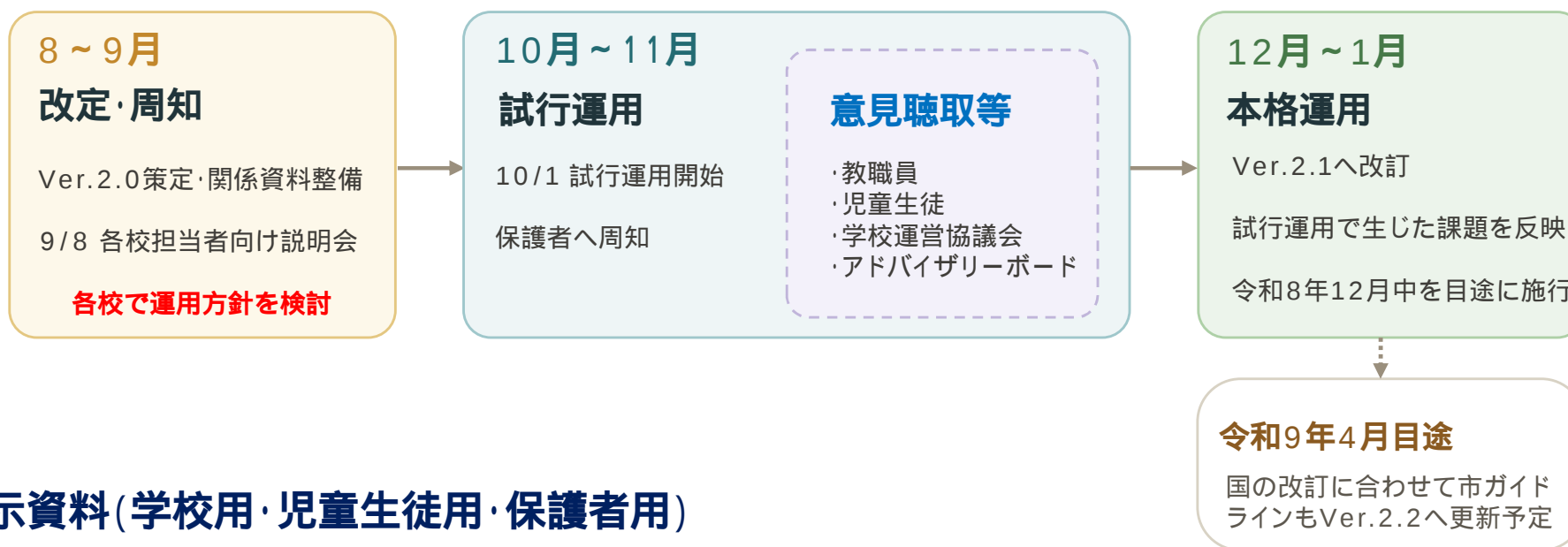
学校名	競技名	実施月	関東/全国	大会名	種目	成績	備考
戸田中学校	陸上競技	8月	関東	第54回関東中学校陸上競技大会	女子3年100m	1位	昨年度予選敗退
	陸上競技	8月	関東	第54回関東中学校陸上競技大会	男子4×100mリレー	1位	クラブチームとして出場
	陸上競技	8月	関東	第54回関東中学校陸上競技大会	男子200m	予選敗退	クラブチームとして出場
	硬式テニス	8月	関東	第6回関東中学校体育大会	シングルス	予選敗退	
	ボート	7月	全国	第46回全日本中学選手権競漕大会	女子舵手付きクォドルプル	7位	昨年度11位
	ボート	7月	全国	第46回全日本中学選手権競漕大会	女子舵手付きクォドルプル	7位	昨年度11位
	ボート	7月	全国	第46回全日本中学選手権競漕大会	男子舵手付きクォドルプル	予選敗退	昨年度12位
	ボート	7月	全国	第46回全日本中学選手権競漕大会	男子舵手付きクォドルプル	予選敗退	昨年度12位
	陸上競技	8月	全国	第53回全日本中学校陸上競技選手権大会	女子100m	B決勝3位（全体11位）	昨年度予選敗退
	陸上競技	8月	全国	第53回全日本中学校陸上競技選手権大会	男子4×100mリレー	2位	クラブチームとして出場
	陸上競技	8月	全国	第53回全日本中学校陸上競技選手権大会	男子200m	予選敗退	クラブチームとして出場
	陸上競技	8月	関東	第54回関東中学校陸上競技大会	女子走り幅跳び	11位	
戸田東中学校	陸上競技	8月	関東	第54回関東中学校陸上競技大会	男子4×100mリレー	1位	クラブチームとして出場
	陸上競技	8月	関東	第54回関東中学校陸上競技大会	男子100m	予選敗退	クラブチームとして出場
	陸上競技	8月	全国	第53回全日本中学校陸上競技選手権大会	女子走り幅跳び	26位	
	陸上競技	8月	全国	第53回全日本中学校陸上競技選手権大会	男子4×100mリレー	2位	クラブチームとして出場
	陸上競技	8月	全国	第53回全日本中学校陸上競技選手権大会	男子100m	予選敗退	クラブチームとして出場
	卓球	8月	関東	第54回関東中学校卓球大会	男子団体	代表決定トーナメント進出	
	卓球	8月	関東	第54回関東中学校卓球大会	男子団体	代表決定トーナメント進出	
新曽中学校	体操	8月	関東	第57回関東中学校体操競技大会	女子団体総合	1位	昨年度1位
	体操	8月	関東	第57回関東中学校体操競技大会	女子種目別平均台	4位	
	体操	8月	関東	第57回関東中学校体操競技大会	女子種目別段違い平行棒	4位	
	体操	8月	関東	第57回関東中学校体操競技大会	女子種目別ゆか	6位	
	水泳	8月	関東	第50回関東中学校水泳競技大会	女子200m自由形	予選敗退（予選33位）	
	体操	8月	全国	第57回全国中学校体操競技選手権大会	女子団体総合	4位	昨年度5位
笹目中学校	硬式テニス	8月	関東	第6回関東中学校体育大会	女子ダブルス	1回戦敗退	

生成AIガイドライン Ver.2.0 の試行運用と今後の展開

報告事項

■ 取組の概要

- 令和5年9月策定の第1版を、生成AIを取り巻く環境の変化や国の動向を踏まえて改定
- 令和8年10月1日より試行運用を実施し、その間、教職員、児童生徒、学校運営協議会の意見聴取及び教育政策シンクタンクアドバイザリーボードで有識者の助言を踏まえ、本運用となるVer.2.1を令和8年12月を目途に改訂
- 国のガイドラインが年内に改訂される見込みであることから、令和9年度当初にはVer.2.2へ改訂予定



■ 提示資料(学校用・児童生徒用・保護者用)

- 児童生徒用リーフレット (小学校低学年・小学校中学年・小学校高学年及び中学生用の3種)
- 事前学習用教材・教師用指導案 (小学校低学年・小学校中学年・小学校高学年・中学生用の4種)
- 教師用ガイドブック (共通理解を図る内容・利用前チェックリスト・研修資料等)
- 保護者用リーフレット



生成 AI は、思考を広げ、学びを深めるための手段の1つ

「自分の考えを深め、自分の言葉で伝える力」を育てるための利用

- 考え、問い、比べ、確かめ、決め、表す -



生成 AI サービス 2つの分類



生成AI専用サービス

- プロンプトに応じて、回答やコンテンツを生成
- 利用者が、生成AIの利用を明確に認識

壁打ち・相談的活用

教 師 Gemini / Gemini Notebook / Copilot

児童生徒 小1～小4
原則、個別・直接利用なし
小5以上・中学生
Gemini / Gemini Notebook
原則、小5以上で利用

生成AI機能搭載型サービス

- 本来の機能に加え、生成AI機能が組み込まれている
- 生成AIを意識せず、支援機能を使う場合もある

主に検索・支援的活用

教 師 Chrome / Edge / Canva / ジャストスマイル / その他

児童生徒 Chrome / Canva / ジャストスマイル / その他

教育政策室への申請に基づき、利用が許可されたサービス

活用の方向性

教 師

- 授業・校務で積極的に活用
- 効果的な活用方法を研究
- 児童生徒の活用を支援

児童生徒

- 情報活用能力(デジタル・シティズンシップ含む)を身に付ける
- 各教科等での学習活用

利用の基本ルール

- 教育委員会が認めた左記のサービスを市のアカウント(@toda-ed.jp)で利用
- 学習目標に有効な場面で、本ガイドラインに沿って利用

活用に当たっての留意事項

情報の信頼性

- 誤情報(ハルシネーション)に留意
- 複数の情報源でファクトチェック

情報セキュリティ

- 個人情報・機密情報は入力しない

権利保護

- 著作権等の権利侵害に注意
- 有害・不適切な情報を確認

👉 ガイドラインの概要 5つのポイント

1

全学年で事前学習 + 段階的に学ぶ

事前学習 しくみ・特性と限界・安全情報の確かめ方 など
【全学年】

教師による提示



事前学習を生かしてこの段階を十分に習熟
【全学年】

個別・直接利用



原則、小5以上で教師の管理下で利用

詳細は次頁で確認

2

思考・判断・表現を大切にする



自分なりの考えをもち、利用目的を明確にする



目的に応じて、生成 AI を利用する



自分の考えや他の資料と比べ、確かめる



本人が選択・修正し、最終判断をする



自分の考えを、自分の言葉で説明する

3

教師の課す課題と私的な利用を区分

教師の課す課題



- 教師が課題ごとに生成AI利用の目的・範囲・条件を明示

私的な利用



- 利用規約・保護者同意・家庭のルールに基づく

4

完成品だけで評価しない



- AI利用前の考えから、比較・検証、選択・修正、最終判断、説明までの過程を評価
- 口頭説明等で本人の理解を確認
- 教科等の評価と AI 活用能力を区別

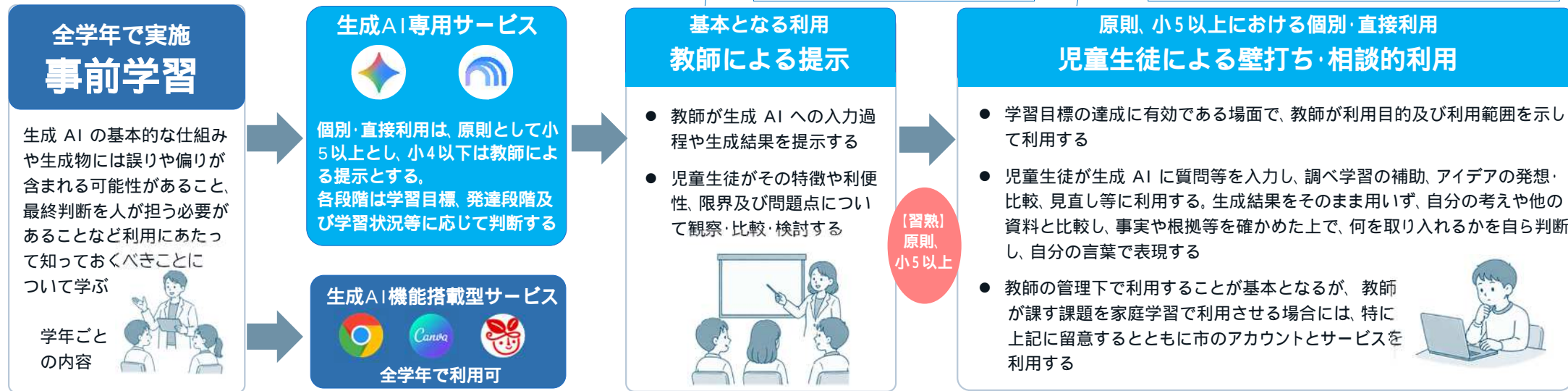
5

支援技術として適切に活用

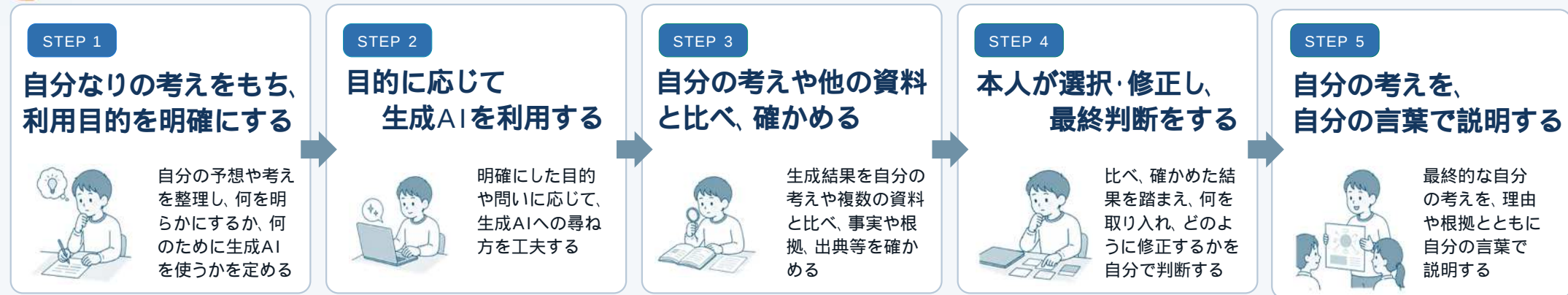


- 読み書き・意思表出・日本語指導等において、個別の支援や配慮が必要であり、学習目標や本人の教育的ニーズから必要性が認められる場合は、小4以下でも利用可

事前学習を前提とした利用の段階



生成AIを活用した学びの5ステップ



生成AIを利用する 授業づくりの原則

- 教師の専門的判断を外注化しない (学習目標や課題の設定、利用場面の選択、指導・支援、評価等、教師が担うべき判断を委ねない)
- 児童生徒の思考をAIに代替させない (認知的オフロードを念頭に、学習目標に関わる思考を深める位置づけになっているかを検討する。記憶や計算、思考などの負担を減らすため生成AIなどの外部ツールに作業を委ねること、作業効率上がるが人間の記憶力や思考力が低下する懸念がある)
- 成果物だけで評価しない (生成AIを使う前の考え、生成結果の比較・取捨選択の理由、判断、表現等の過程を評価する)



戸田市の教育における
生成 AI の利用に関するガイドライン
(Ver.2.0)

戸田市教育委員会
令和 8 年 1 0 月

目 次

1	ガイドライン改訂の背景と趣旨	1
2	戸田市の教育における生成 AI の利用に係る基本的な方針の整理	3
3	本市の教育における生成 AI の利用について	6
	（１）生成 AI の分類について	6
	（２）対象とする生成 AI サービス	6
	（３）教職員による利用（校務・授業準備等）	8
	推奨される適切な利用例	8
	禁止・不適切と考えられる利用例	8
	児童生徒に生成 AI を利用させる際の指導上の留意点	9
	（４）児童生徒による利用（学習活動）	9
	児童生徒による生成 AI サービスの利用基準	10
	推奨される適切な利用例	11
	禁止・不適切と考えられる利用例	12
	学習評価における留意点	12
	特別な支援を必要とする児童生徒等への利用	13
	（５）事前学習	13
	（６）家庭・保護者との連携と見守り	13
	学校と家庭の役割分担とルールの共有	13
	教師が課す課題における家庭での見守りへの支援	14
	私生活における適切な利用の促進と安全確保	14
	トラブル発生時の対応と関係機関との連携	15
4	生成 AI の利用に当たっての注意事項	16
	（１）安全性及び法令遵守を踏まえた適正利用	16
	（２）情報セキュリティの確保と機密情報の適切な管理	16
	（３）個人情報、プライバシー及び知的財産権等の保護	17
	（４）公平性及び信頼性の確保	17
	（５）透明性の確保及び関係者への説明責任	18

1 ガイドライン改訂の背景と趣旨

ChatGPT や Copilot、Gemini 等の生成 AI は、大規模言語モデルに基づき、利用者からの問いに対して膨大なデータから学習した知見をもとに、統計的に確からしい回答を生成することができる。近年では、文章だけでなく、画像・音声・動画等を統合的に扱う「マルチモーダル化」が進展し、あたかも人間と会話しているかのような自然で流暢な応答が可能となるなど、技術革新は日進月歩で進んでいる。

生成 AI は、指示文（プロンプト）の工夫によって利用者の意図に沿った結果を得やすくなっており、教育分野においても、校務から学習活動に至るまで様々な場面で活用することで、教育の質の向上につながる可能性を有している。

一方で、生成 AI は回答内容の意味を理解しているわけではないため、もっともらしい誤情報（ハルシネーション¹）や事実と異なる内容を出力するリスクがあることが知られている。また、正確性に関するリスクに加え、情報漏えい、著作権侵害、学習データに含まれる偏見（バイアス）による不公平な出力などのリスクも存在することから、これらの特性や課題を十分に理解し、適切な対策を講じた上で利用する必要がある。生成 AI と人間との大きな違いは、AI には「記号接地（シンボルグラウンディング）」がなされておらず、現実世界との意味的な結び付きがない点にある。そのため、生成 AI が示した結果については、最終的に人間が判断し、その結果に責任を持たなければならない。さらに、生成 AI の機能は日常的に利用する様々なサービスに組み込まれ、利用者が意識しない形で活用されることも一般的になりつつある。このような状況の中、情報の真偽を見極めるファクトチェックの習慣を含め、子供たちに AI 時代に必要な資質・能力を育成することが急務となっている。

戸田市教育委員会では、令和 5 年 9 月に「戸田市の教育における生成 AI の利用に関するガイドライン」を策定し、学校現場における生成 AI の具体的な活用方法等を示しながら、主として教職員による学習指導及び校務利用を前提とした様々な取組を進めてきた。

生成 AI の利用に伴うリスク等を踏まえ、これまで本市では教職員による利用を中心として運用してきた。しかしながら、令和 5 年 9 月以降、教職員が生成 AI を活用する中で一定の知見や経験が蓄積されたことに加え、本市が学習基盤として活用している教育機関向けの Google Workspace の管理下にあるアカウントにおいては、年齢制限なく利用できる環境が整備された。また、今後も生成 AI が日常生活や社会に一層浸透していくことが見込まれる中、児童生徒に対して「危険だから使わせない」という管理的な側面のみを強調することは、学校教育が社会の変化から取り残されるだけでなく、これからの時代を担う子供たちに必要な資質・能力を育成する機会を失わせることにもつながりかね

¹ 生成 AI が、事実とは異なる内容や実際には存在しない情報を、もっともらしく生成する現象。

ない。今後の教育活動においては、リスクを適切に管理しながら安全な利用環境を整備し、生成 AI を積極的に活用して理解を深めることで、より高度な学びへとつなげていくことが重要であると考える。

生成 AI の教育利用に関しては、本市ガイドライン策定の基礎とした令和 5 年 7 月の「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を文部科学省が公表しており、その後、技術の進展や学校現場における実践の蓄積を踏まえ、令和 6 年 12 月には改訂版である「Ver.2.0」が示されている。

本ガイドラインは、こうした生成 AI を取り巻く技術の進展、利用環境の変化、国の動向等を踏まえ、「人間中心の AI 利活用」の原則のもと、変化の激しい時代においても柔軟に対応した教育活動が実現できるよう改訂したものである。

なお、本ガイドラインは、戸田市立小・中学校における生成 AI の利用を一律に義務付けるものでも、全面的に禁止するものでもない。生成 AI の利用は、各学校の教育目標や実情に応じて適切に行われるべきであることを前提としながら、生成 AI を効果的かつ安全に活用するための市内で共有する基本的な考え方と、次期学習指導要領において求められる情報教育の文脈から必要となる学びの在り方を示すものであり、既に学校外において、低・中学年を含む児童生徒が生成 AI に触れている実態²や生成 AI を巡る状況の目まぐるしい変化から、本ガイドラインは引き続き試行的な位置づけを維持しつつ、生成 AI の進歩や学校現場の知見、課題を踏まえ、必要な見直しを行うことを前提に運用するものである。

² 総務省が 2026 年 4 月に公表した「青少年のネット・リテラシー指標調査」では、小学生（4～6 年生）の 75.8%、中学生の 84.1%が、調べ物や文章作成等に生成 AI を使用していることが示されている。

2 戸田市の教育における生成AIの利用に係る基本的な方針の整理

戸田市教育委員会では、令和5年6月に「生成AIの学校現場での利用に向けた今後の対応について（通知）」を発出し、各学校における生成AIの取扱いに関する基本的な方針及び留意事項を示してきた。

本ガイドラインは、これまで示してきた生成AIの利用に関する基本的な考え方や留意事項を踏まえつつ、教職員のリテラシー向上、社会全体における生成AIの普及と認知の拡大、生成AIを取り巻く技術の進展並びに利用環境や制度の変化等を勘案し、本市における生成AIの教育利用の基本的な考え方及び方針について、以下のとおり整理する。

【生成AIの活用を通して目指すこと】

- 本市においては、従来より「AIでは代替できない能力」と「AIを活用できる能力」の育成を目指している。
- これは、生成AIが知的活動の一部を担うことが可能となる時代においても、
 - ・ 児童生徒が知識や技能を身に付け、自ら考え、判断し、他者と対話し、責任をもって意思決定する力
 - ・ 生成AIを適切に活用して思考・探究・創造を強化・拡張する力を一体的に育成することであり、端的には「自分の考えを深め、自分の言葉で伝える力」の育成を目指すことである。生成AIは、こうした学びを支え、考えを広げ、問い直し、深めるための手段の一つとして位置付ける。

【生成AIの利用に係る基本的な方針】

基本的な考え方

- ・ 生成AIの利用に際しては、「正しく恐れ、前向きに活用する」姿勢を基本とし、その利便性とリスクの双方を理解した上で適切に活用する。
- ・ 生成AIは、教育活動をよりよくするための手段の一つとして活用し、利用すること自体を目的としない。

学習活動における利用

- ・ 生成AIの利用は、主体的・対話的で深い学びの実現に資するものであることが重要であり、これまでどおり、教科等の本質を追究する教師の深い教材研究に基づいた授業づくりを前提とする。
- ・ 生成AIから答えを受け取ることに留まり、児童生徒が思考・判断することのない学びを助長する利用は行わない。
- ・ 生成AIは、「考え、問い、比べ、確かめ、決め、表す」学びを支える手段の一つとして位置付ける。

- 児童生徒が、まず自分なりの考えをもち、何を明らかにするかという問いと、何のために生成 AI を使うかという目的を明確にする。
 - 自分の考えを他者の考えや資料、生成 AI が示す情報等と比べ、事実や根拠、出典を確かめる。
 - 何を取り入れ、どのように修正するかを児童生徒自身が根拠をもって判断し、その理由や根拠とともに、最終的な自分の考えを自分の言葉で表現する。
- ・ 児童生徒の「情報活用能力」及び「デジタル・シティズンシップ」の育成の観点から、生成 AI そのものについて学ぶ学習活動と、各教科等における生成 AI を活用した学習活動の充実を図る。
 - ・ 教職員は、学習目標に応じて、生成 AI を活用して思考や探究を広げ、深める場面と、生成 AI に頼らず、自ら考え、書く・話すなどによって考えを外化する場面を意図的に設定する。
 - ・ 全学年で生成 AI について学ぶ事前学習を行い、教師による提示を通して、その特徴、利便性、限界及び問題点について理解を深める。
 - ・ 児童生徒が生成 AI 専用サービスを個別・直接に利用することは、原則として小学校第 5 学年以上とする。一方、生成 AI 機能搭載型サービスは、表 2 に定める範囲で全学年が利用できるものとする。
 - ・ 利用に当たっては、学習目標、発達段階、学習状況及び生成 AI 活用への習熟等を踏まえ、教師が適切な利用方法を判断する。

教職員による利用

- ・ 教職員は率先して生成 AI を活用し、授業や校務における効果的な活用方法を主体的に検討するとともに、児童生徒の適切な活用を支援する。
- ・ 教職員は、生成 AI の出力のみに依存せず、その内容の正確性や妥当性を自ら確認し、専門性や経験に基づいて判断・修正する。特に、児童生徒への指導や学習評価など、教職員の専門的な判断が求められる場面では、生成 AI に判断を委ねることなく、最終的な判断及びその責任を教職員自身が担う。

利用環境・学校としての運用

- ・ 本市においては、教育委員会が利用を認めたアプリケーション及びサービスを対象とし、教職員及び児童生徒は、それぞれ定められた利用方法及び利用ルールに従って活用する。
- ・ 利用の開始にあたっては、各学校において、利用目的、場面、方法、ルール等について校内で協議し、教職員間で共通理解を図った上で開始する。また、学校の方針を児童生徒及び保護者に示す。
- ・ 児童生徒による生成 AI の利用は、年齢や発達段階に応じた適切な指導及び支

援のもと、安全性が確保された教育環境において実施する。

【生成 AI の利用に係る留意事項】

- 生成 AI が生成する情報には、誤情報（ハルシネーション）や不正確な内容が含まれる可能性があり、必ずしも正しいとは限らないことを教職員及び児童生徒が十分に理解すること。その上で、複数の情報源による確認や根拠の検証を行うなど、メディアリテラシー及び情報活用能力の育成につながる活用を図ること。
- 情報漏えいやプライバシー侵害のリスクがあることから、氏名、住所、成績、健康情報等の個人情報及び機密性の高い情報は入力しないこと。また、児童生徒が利用する際には、教職員が適切に指導及び確認を行うこと。
- 生成 AI が出力する内容には、有害又は不適切な情報が含まれる可能性があるほか、著作権その他の権利を侵害するおそれがあることに留意すること。教職員は、教育活動で活用又は児童生徒に提示する場合には、その内容の妥当性、適切性及び権利関係について十分に確認すること。

3 本市の教育における生成 AI の利用について

本市における生成 AI の利用については、対象とするサービスを明確にした上で、教職員による校務・授業準備等の業務及び児童生徒による学習活動それぞれにおける利用場面や留意事項を、以下のとおり定める。

(1) 生成 AI の分類について

本ガイドラインでは、「生成 AI」を一律に捉えるのではなく、その利用形態の違いを踏まえて整理する。近年では、利用者がプロンプトを入力して生成 AI から直接回答を得るサービスに加え、教育支援アプリケーションやブラウザ、検索サービス等に生成 AI 機能が組み込まれ、利用者が生成 AI を意識することなく当該機能を利用する場面も増えている。このため、本ガイドラインでは、生成 AI を利用形態の観点から次の 2 つに分類する。

生成 AI 専用サービス	生成 AI 機能搭載型サービス
Gemini や Gemini Notebook など、利用者がプロンプト（指示文）を入力し、生成 AI が応答やコンテンツの生成を行うサービスを指す。利用者は、生成 AI を利用していることを明確に認識した上で活用することとなる。	Canva やジャストスマイル等の学習支援ツール、Chrome ブラウザの検索サービス等、本来の機能やサービスに加えて生成 AI 機能が組み込まれているサービスを指す。利用者は、必ずしも生成 AI を利用していることを意識することなく、その支援機能を活用する場合がある。

なお、生成 AI の活用に当たっては、サービスの分類にかかわらず、個人情報の適切な取扱い、著作権への配慮、生成内容の真偽確認（ファクトチェック）等、本ガイドラインに定める事項を遵守するものとする。

(2) 対象とする生成 AI サービス

- 本市の教育活動において利用する生成 AI は、入力内容が AI の学習に利用されない設定など、安全性を戸田市教育委員会が確認した教育機関向けサービスに限定し、戸田市教育委員会が管理する教育機関向けアカウント³を用いるものとする。なお、個人アカウント⁴を用いた業務利用は禁止する。

³ 戸田市立小・中学校において利用する「@toda-ed.jp」のドメインによるアカウントのこと

⁴ 教育機関向けアカウント以外の「@gmail.com」「@outlook.jp」「@icloud.com」などのアカウントのこと

- ・ 教職員が校務及び学習指導等で利用できる生成 AI サービスは、表 1 のとおりとする。
- ・ 児童生徒が学校の教育活動で利用できる生成 AI サービスは、年齢や発達段階を踏まえ、表 2 のとおりとする。
- ・ 教育委員会が利用を認める生成 AI サービスについては、サービスの機能や利便性だけでなく、次の事項を総合的に確認するものとする。
- ・ 入力した情報及び生成された内容が、生成 AI モデルの学習又はサービス改善のために利用されないこと。
- ・ 通信経路の暗号化等、必要な情報セキュリティが確保されていること
- ・ 入力情報及び生成内容の保存範囲、保存期間、利用目的及び削除方法が明確であること。
- ・ 教育委員会又は学校の管理者が、利用者、利用機能及びアカウントを適切に管理できること。
- ・ 年齢制限、保護者同意その他の利用条件が、本市における利用方法に適合していること。
- ・ 利用規約、プライバシーポリシー、知的財産権その他のデータの取扱いに関する条件を確認できること。
- ・ また、教育委員会は、利用規約、機能、データの取扱いその他の条件の変更を踏まえ、利用可能な生成 AI サービスを定期的に見直し、必要に応じて利用の制限又は停止を行うものとする。

表 1 教職員が校務及び学習指導等で利用できる生成 AI サービス

	生成 AI 専用サービス	生成 AI 機能搭載型サービス
校務	Gemini・Gemini Notebook・Copilot	Chrome ブラウザ・Microsoft Edge
学習指導	Gemini・Gemini Notebook・Copilot	Chrome ブラウザ・Microsoft Edge Canva・ジャストスマイル・その他

教育政策室への申請に基づき利用が許可された生成 AI サービス

表 2 児童生徒が学校の教育活動で利用できる生成 AI サービス

	生成 AI 専用サービス	生成 AI 機能搭載型サービス
小学校第 1 ～ 4 学年	-	Chrome ブラウザ Canva・ジャストスマイル・その他

	生成 AI 専用サービス	生成 AI 機能搭載型サービス
小学校第 5 学年 ～ 中学校	Gemini・ Gemini Notebook	Chrome ブラウザ Canva・ジャストスマイル・その他

教育政策室への申請に基づき利用が許可された生成 AI サービス

(3) 教職員による利用 (校務・授業準備等)

教職員は、自らの生成 AI 活用に関するリテラシーの向上に努めるとともに、教育の質の向上及び働き方改革 (業務効率化) の観点から、生成 AI を積極的に利活用することが推奨される。

一方で、生成 AI の利用の有無にかかわらず、校務において作成する文書等の信頼性や説明責任は作成者本人に帰属する。そのため、生成 AI が生成した内容については、必ず事実確認や内容の吟味を行い、その妥当性を確認した上で活用することが必要である。

推奨される適切な利用例

- ・ 授業で使用する教材、ワークシート、確認テスト等のたたき台の作成
- ・ 児童生徒の思考を深めるための発問に対する回答シミュレーション
- ・ 学年だより、保健だより、保護者向け案内文等のたたき台の作成
- ・ 校内研修資料の作成支援、アンケート結果の整理、議事録案の作成
- ・ 授業後、児童生徒の個人情報を含まない形で授業の経過や教師自身の振り返りを
入力し、授業改善の観点や次時の手立てを複数得て検討する
- ・ 法令、通知、研究資料等の公開情報について、複数資料の共通点・相違点や検討
課題を整理する補助として活用する

禁止・不適切と考えられる利用例

- ・ 児童生徒の成績情報などの重要性の高い情報や、個人情報、プライバシーに関わ
る機密情報をプロンプトに入力して業務を扱う
- ・ 教育情報セキュリティ管理者の許可を得ていない私用アカウントを用いて業務を
行うことや、反対に教育用アカウントを私的な用途で利用する
- ・ 教師が正確な知識に基づいてコメントや評価を行うべき場面において、教師自身
が判断することなく、生成 AI からの出力のみに頼って児童生徒の学習評価を行う
- ・ 教師が専門性を発揮し、児童生徒との人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導
を実施せずに、児童生徒の相談相手を生成 AI のみに任せてしまう
- ・ 生成 AI が作成した教材、通知文、回答文等について、事実、根拠、日付、表現等
を確認せず、そのまま児童生徒、保護者その他の関係者へ提示又は送信する
- ・ 教科書、市販教材、児童生徒の作品、未公表の試験問題等を、著作権その他の権

利や情報管理上の取扱いを確認せずに入力し、教材や問題の作成等に利用する

児童生徒に生成 AI を利用させる際の指導上の留意点

- ・ 生成 AI の利用が学習目標の達成に有効かを検討し、利用目的、利用する場面及び利用しない場면을児童生徒に明確に示す。生成 AI を使うこと自体を学習の目的としない。
- ・ 生成 AI が生成した情報を鵜呑みにすることなく、教科書、資料集、書籍、公的機関が提供する資料等を活用して事実確認を行う習慣を身に付けさせる。
- ・ 課題やレポート等の作成において生成 AI を利用した場合は、生成 AI を利用した箇所や活用方法を明確にするとともに、生成 AI の出力を基に自らどのような検討・修正を行ったかを説明できるよう指導する。
- ・ 生成 AI によって、児童生徒が本来行うべき思考、判断、表現等の学習過程を安易に省略させない。生成 AI に認知活動を過度に委ねることで、児童生徒自身による意図的な認知的努力が行われなくなる「認知的オフロード⁵の過度化」に留意し、学習目標に応じて生成 AI を利用しない学習活動を適切に設定する。

学習評価における留意点

- ・ 生成 AI を利用する学習活動を行う際には、生成された成果物のみをもって評価するのではなく、生成 AI を使う前の自分なりの考え、利用目的や問い、生成 AI への入力、生成結果との比較・検証、取舍選択や修正の理由、最終判断及び表現までの学習過程を通して総合的に判断する。

（４）児童生徒による利用（学習活動）

児童生徒の学習活動における生成 AI の利用は、「生成 AI ではなく、児童生徒自身が学びの主体である」という考え方を前提とする。生成 AI の活用にあたっては、学習指導要領に示された資質・能力の育成につながるかを十分に検討し、教育的効果が認められる場合に限り実施するものとする。また、生成 AI は単に答えを得るための手段ではなく、自らの考えを整理し、見直し、深めるための支援ツールとして活用することを基本とする。

生成 AI を活用した学習においては、「自分なりの考えをもち、利用目的を明確にする→ 目的に応じて生成 AI を利用する→ 自分の考えや他の資料と比べ、確かめる→ 本人が選択・修正し、最終判断する→ 自分の考えを、自分の言葉で説明する」

⁵ 記憶、情報整理、思考などの認知活動の一部を、検索や生成 AI などの外部の道具に委ねること。認知的負担を軽減できる一方、過度になると、学習に必要な自ら考え、判断するための認知的努力が行われなくなることが懸念される。

という学習過程を基本とする。AI 利用前に完成した答えを用意することを一律に求めるものではなく、児童生徒が現時点での予想や考えをもち、何を明らかにするために生成 AI を使うのかを定めることを重視する。

この学習過程は、「考えて問い、比べ、確かめ、決め、表す」を具体化したものである。ここでの「表す」とは、生成 AI の出力を単に言い換えることではない。児童生徒が、何を取り入れ、何を取り入れなかったか、どのように修正したかを自ら判断し、その理由や根拠とともに、最終的な自分の考えを自分の言葉で述べることをいう。

児童生徒による生成 AI サービスの利用基準

児童生徒が利用できる生成 AI は、表 2 に示す「生成 AI 専用サービス」及び「生成 AI 機能搭載型サービス」とする。

「生成 AI 機能搭載型サービス」については、学習支援ツールやブラウザ等の既存のサービスに生成 AI 機能が組み込まれているため、児童生徒が生成 AI を利用していることを十分に認識しないまま活用する場合がある。そのため、利用するアプリケーションやサービスに生成 AI 機能が含まれていることや、その基本的な特性について、事前に指導を行う必要がある。

一方、「生成 AI 専用サービス」については、利用者が生成 AI に直接質問や指示を入力し、その回答や生成結果を得るものであるため、生成 AI の特性や限界を十分に理解した上で利用する必要がある。特に、生成 AI が生成した情報には誤りが含まれる可能性があることや、生成された内容をそのまま用いるのではなく、自ら確認・判断することの重要性について指導する必要がある。

このため、生成 AI の利用に当たっては、全学年で事前学習を行うとともに、教師による提示を通して、その特徴や適切な利用方法について理解を深めることを基本とする。

その上で、児童生徒が利用するサービス及び利用方法については、表 2 に定める学年ごとの利用範囲を基本とし、学習目標、発達段階、学習状況及び生成 AI 活用への習熟等を踏まえて教師が判断する。

生成 AI 専用サービスについて、児童生徒自身が質問や指示を入力して利用する個別・直接利用は、原則として小学校第 5 学年以上とする。小学校第 1～4 学年では、教師が生成 AI への入力過程や生成結果を提示し、児童が観察・比較・検討する利用を基本とする。

一方、Chrome ブラウザ、Canva、ジャストスマイル等の生成 AI 機能搭載型サービスについては、表 2 に定める範囲で全学年が利用することができる。ただし、利用する機能に生成 AI が含まれていることや、その特性について、発達段階に応じて指導するものとする。

特に小学校第 1～4 学年では、観察、体験、具体物との関わり、他者との直接的な対話など、実感を伴う学びを重視する。生成 AI を利用する場合も、これらの学びを代替するのではなく、豊かにするための補助的な手段として位置付ける。

また、読み書き、意思表出、日本語指導等において生成 AI の利用が合理的配慮又は支援として必要な場合は、本人の教育的ニーズ及び学習目標を踏まえ、上記の学年基準によらず利用することができる。

表 3 事前学習を前提とした児童生徒の生成 AI 利用

利用の区分	対象	基本的な内容
事前学習	全学年	生成 AI の基本的な仕組み、誤りや偏りを含む可能性、個人情報・著作権、情報を確かめる必要性及び最終判断を人が担うことについて、発達段階に応じて学ぶ。
教師による提示	全学年	教師が生成 AI への入力過程や生成結果を提示し、児童生徒がその特徴、利便性、限界及び問題点について観察・比較・検討する。小学校第 1～4 学年における生成 AI 専用サービスの利用は、この方法を基本とする。
生成 AI 機能搭載型サービスの利用	全学年	Chrome ブラウザ、Canva、ジャストスマイル等について、教師が学習目標や利用範囲を示した上で利用する。生成 AI 機能が含まれていることや、その特性について発達段階に応じて指導する。
生成 AI 専用サービスの個別・直接利用	原則、小学校第 5 学年以上	必要な事前学習及び教師による提示等を経た上で、教師が学習目標、利用目的及び利用範囲を明確にして利用する。生成結果を自分の考えや他の資料と比較・検証し、何を取り入れるかを自ら判断して、自分の言葉で表現する。

読み書き、意思表出、日本語指導等において、合理的配慮又は支援技術として必要な場合は、本人の教育的ニーズ及び学習目標を踏まえ、学年基準によらず利用することができる。

推奨される適切な利用例

- ・ 調べ学習において、テーマに関するキーワードや着目すべき視点を整理する際の補助として活用する
- ・ 自分の意見に対する異なる立場や多様な見方を得ることで、多角的な視点から考察を深めるために活用する
- ・ 自ら作成した文章や発表資料について、構成や表現の分かりやすさを見直し、改善するために活用する

- ・ 英会話の練習相手や英文表現の改善支援として活用し、語学学習の充実を図る
- ・ 自分の考えや解き方を生成 AI に説明した上で、答えを直接示さず、考えを深める質問や段階的なヒントを出すよう求め、自ら考え直すために活用する
- ・ 自分が考えた解法、仮説、設計、プログラム等に対する反例や検証方法を生成 AI に挙げさせ、実際の計算、観察、実験、実行等によって確かめる

禁止・不適切と考えられる利用例

- ・ 作文、読書感想文、レポート等を生成 AI に最初から作成させ、その内容を自らの成果物としてそのまま提出する
- ・ 生成 AI が生成した内容について、自ら確認や理解を行わず、そのまま提出又は発表する
- ・ 定期考査や小テスト等の評価活動において、定められたルールに反して生成 AI を利用する
- ・ 詩や俳句の創作、美術作品の制作等、児童生徒自身の感性や独創性を発揮することを主たる目的とする学習活動において、安易に生成 AI へ依存する
- ・ 実際には存在しない出典、引用、調査結果、実験結果、画像等を生成 AI に作成させ、事実に基づく情報であるかのように提出又は発信する
- ・ 他者の個人情報や著作物等を本人の承諾なく入力し、本人が作成又は発言したかのような表現物等を生成したり、他者を傷つける目的で利用したりする

学習評価における留意点

生成 AI を利用した学習成果については、完成品だけで評価せず、生成 AI を使う前の自分なりの考え、利用目的や問い、生成結果との比較・検証、取捨選択や修正の理由、最終判断及び表現までの過程を評価する。併せて、最終的な自分の考えを、理由や根拠とともに自分の言葉で述べられるかを確認する。

各教科等で育成を目指す資質・能力と、生成 AI を活用する能力は原則として区別して評価する。生成 AI の活用能力を評価する場合は、それが当該授業の目標として事前に児童生徒へ示されている場合に限る。

重要な評価課題では、必要に応じて口頭説明、学習過程の記録、生成 AI を用いない再説明、生成 AI の画面を閉じた説明等を組み合わせ、本人の理解を確認する。

生成 AI を利用することによって、当該教科等で育成を目指す資質・能力を児童生徒自身が発揮したかどうかを十分に見取ることができない場合は、生成 AI の利用を制限するだけでなく、評価課題そのものや実施方法を見直す。その際、学習途中における形成的な評価とフィードバックを通して、児童生徒が自らの学習方法を調整できるようにする。

特別な支援を必要とする児童生徒等への利用

読み書き、意思表出、日本語指導等における生成 AI の利用は、単なる学年基準の例外ではなく、合理的配慮又は支援技術の一つとして位置付ける。本人の教育的ニーズ及び学習目標を踏まえ、必要な支援として適切に活用する。

(5) 事前学習

全学年において、生成 AI が生成した情報に触れることを想定し、発達段階に応じた事前学習を行う。事前学習では、生成 AI の基本的な仕組み、誤情報や偏りを含む可能性、個人情報・著作権、生成結果を他の情報源で確かめること及び最終判断を人が担うこと等を扱う。

小学校第 5 学年以上の児童生徒が生成 AI 専用サービスを個別・直接に利用する前には、これまでの事前学習の内容を確認した上で、入力してはならない情報、適切な質問や指示の方法、出力の検証、本人による選択・修正及び問題が生じた場合の対応について改めて指導する。

生成 AI 専用サービスの個別・直接利用の開始後も、利用する機能や学習場面に応じて継続的に指導する。

(6) 家庭・保護者との連携と見守り

学校教育における利用条件は、家庭における私的利用を一律に許可し、又は禁止するものではない。学校課題としての利用と、家庭における私的利用を明確に区分する。

児童生徒もスマートフォンを当たり前のように持ち、学校の管理外（放課後や休日、家庭等）で児童生徒が生成 AI に触れる機会が増加している。児童生徒の安全と学びを守るためには、学校や教職員が主体となって適切な使い方を示しつつ、家庭と役割を分担しながら連携・対応することが不可欠である。学校は、保護者に対して生成 AI の利活用目的や方針等の情報を提供し、不適切な利活用が行われないよう周知して理解を得るよう努める必要がある。

学校と家庭の役割分担とルールの共有

学校での指導内容と家庭における利用ルールとの整合を図るため、教職員は本ガイドライン等を保護者と共有し、生成 AI の適切な利用に関する理解と協力を求めるものとする。その際、次の点に留意する。

- ・ 教職員は、教育活動において生成 AI を活用する場面と活用しない場면을明確に示すとともに、安全かつ適切な利用に関する指導を行う。
- ・ 家庭における生成 AI の利用環境や利用機会の違いによって、学習評価や学習機会に不公平が生じることをないよう十分に配慮する。

- ・ 必要に応じて保護者への説明の機会を設け、学校における生成 AI の活用方針や利用ルールについて分かりやすく周知するとともに、学校と家庭が共通理解の下で児童生徒を支援できるよう努める。
- ・ 家庭における私的利用は、各サービスの利用規約、必要な保護者同意及び家庭のルールに基づく。学校は、保護者に監督義務を課すのではなく、家庭向け資料を通じて注意事項や見守りの観点を示し、児童生徒との対話や家庭内ルールづくりへの協力を求める。

教師が課す課題における家庭での見守りへの支援

学校が課す宿題や提出課題等における生成 AI の利用は、教職員が課題ごとに利用を認め、利用目的、利用できる範囲及び条件を明確に示した場合に限る。家庭で自由に利用できるという包括的な許可とはしない。

- ・ 家庭学習では、生成 AI を利用しない選択肢を原則として保障し、その選択によって不利益が生じないようにする。生成 AI の活用自体が学習目標となる場合は、学校内で利用できる機会又は同等の学習目標を達成できる代替方法を設ける。
- ・ 学校課題で利用する場合は、原則として教育委員会が安全性を確認した学校指定のサービス及び学校管理アカウントを用いる。学校指定外のサービスを用いた私的利用は、学校による許可又は安全性の保証の対象外とする。
- ・ 学校は、家庭における私的利用を学校が追認又は保証するものではないことを明確にしつつ、私的利用であっても必要となる情報モラル、安全及び権利に関する教育を行う。
- ・ 児童生徒が生成 AI の利用に関して困りごとや不安を抱えた場合には、それを一人で抱え込むことなく、家庭や学校へ相談できる環境づくりに努める。

私生活における適切な利用の促進と安全確保

生成 AI は学校外においても容易に利用できることから、児童生徒がその利便性とリスクの両面を理解し、安全かつ責任ある利用ができるよう指導することが重要である。また、学校外での利用が学校生活や人間関係に影響を及ぼす場合もあることから、学校と家庭が連携して見守りや支援を行う必要がある。そのため、教職員は次の点に留意する。

- ・ 個人情報の安易な入力、著作権の侵害、他者を傷つける文章の作成や不適切な画像加工、生成 AI によって作成した情報の拡散等に伴うリスクについて指導するとともに、一度公開・拡散された情報は完全に削除することが困難であることを理解させるなど、デジタル・シティズンシップ教育の充実を図る。
- ・ 生成 AI の利用に当たっては、法令や社会的なルールを遵守するとともに、他者の

権利や尊厳を尊重しながら責任ある行動をとることの重要性について指導する。

トラブル発生時の対応と関係機関との連携

生成 AI の利用に起因するトラブルが発生した場合には、事実関係を適切に把握し、児童生徒の学びや成長につながる指導を行うことが重要である。また、重大な権利侵害や法令違反が疑われる事案については、学校及び教育委員会のみで対応することには限界があるため、必要に応じて関係機関と連携しながら対応する必要がある。そのため、教職員は次の点に留意する。

- ・ 宿題や提出課題における不適切な利用等のトラブルが発生した場合には、提出物の結果のみで判断するのではなく、生成 AI の利用状況や経緯について児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、事実関係の把握に努める。また、必要に応じて速やかに保護者と情報共有を行い、連携して対応する。
- ・ 生成 AI の出力をそのまま提出するなどの不適切な利用が認められた場合には、児童生徒を一方的に責めるのではなく、その背景や理解の状況を踏まえながら、再提出や再学習の機会を設けるなど、学びの定着と適切な利用の習得につながる指導を行う。
- ・ 法令違反や権利侵害が疑われる事案については、学校及び教育委員会のみで解決を図るのではなく、事案の内容に応じて警察、法務局、児童相談所、家庭裁判所その他の専門機関と連携しながら対応する。
- ・ 重大な事案が発生した場合には、学校が関係機関と連携して対応することがある旨を、平時から保護者へ周知し、児童生徒の安全確保と適切な支援に向けた協力体制の構築に努める。

4 生成 AI の利用に当たっての注意事項

学校現場において生成 AI を安全かつ適切に利活用するため、教職員及び児童生徒は共通して以下の点に留意しなければならない。

(1) 安全性及び法令遵守を踏まえた適正利用

生成 AI の利活用に当たっては、情報セキュリティや個人情報保護等の観点から安全性を確保するとともに、関係法令や各サービスの利用規約を遵守し、適正に利用することが重要である。そのため、教職員は次の点に留意する。

- ・ 生成 AI サービスを利用する際は、関係法令及び教育委員会が定める各種規程等を遵守するとともに、開発者又は提供者が定める利用条件の範囲内で適切に利用する。
- ・ 利用に当たっては、各生成 AI サービスの最新の利用規約を事前に確認し、年齢制限、保護者同意の要否、入力データの取扱い、生成物に関する権利関係その他の利用条件を十分に理解した上で活用する。
- ・ 生成 AI サービスの利用に際しては、サービスごとの機能や特性だけでなく、想定されるリスクや留意事項についても把握し、安全かつ責任ある利用に努める。
- ・ 教職員が校務において生成 AI を利用する場合は、原則として教育委員会が認める業務端末及びアカウントを使用するものとし、許可を受けていない私用端末又は個人アカウントを用いた業務利用は行わない。
- ・ 校務に関する情報を取り扱う場合は、情報セキュリティの確保を最優先とし、教育委員会が定める運用ルールに従って適切に利用する。

(2) 情報セキュリティの確保と機密情報の適切な管理

生成 AI を安全かつ適切に利活用するためには、情報セキュリティの確保及び機密情報の適切な管理が不可欠である。教職員は、教育委員会が定める教育情報セキュリティポリシーその他の関連規程等を遵守するとともに、生成 AI サービスの特性やリスクを理解した上で利用する必要がある。そのため、教職員は次の点に留意する。

- ・ 生成 AI サービスを利用する際は、教育委員会が定める教育情報セキュリティポリシー、共通実施手順を遵守する。
- ・ 生成 AI への入力内容は、業務上必要な範囲に限定するとともに、機密性の高い情報の取扱いには十分注意する。
- ・ 生成 AI サービスの利用に当たっては、入力した情報や生成された内容の保存、共有及び管理についても適切に行い、情報漏えいの防止に努める。

(3) 個人情報、プライバシー及び知的財産権等の保護

生成 AI の利活用に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮するとともに、著作権、商標権その他の知的財産権及び人格権等の権利を尊重することが重要である。教職員及び児童生徒は、生成 AI の利用が他者の権利や利益に影響を及ぼす可能性があることを理解し、責任ある利用に努める必要がある。そのため、次の点に留意する。

- ・ 生成 AI サービスへの入力情報は外部サービスに送信されるものであることを踏まえ、自身又は他者の氏名、住所、電話番号、顔写真、健康情報その他の個人情報やプライバシーに関わる情報を安易に入力しない。
- ・ 個人情報やプライバシーに関わる情報については、本人の同意の有無にかかわらず、その取扱いに十分配慮し、情報漏えいや不適切な利用の防止に努める。
- ・ 生成 AI による生成物を利用する際は、既存の著作物との類似性や依拠性の有無に留意し、著作権を侵害しないよう十分に確認する。
- ・ 授業の過程における利用については、著作権法第 35 条により著作権者の許諾なく利用できる場合があるが、学校ホームページへの掲載、保護者向け配布物への掲載、作品の公表又はコンクール等への応募など、授業目的の範囲を超えて生成物を利用する場合には、著作権侵害となる可能性があることに留意する。
- ・ 既存のキャラクター、作品名、作家名その他の固有名詞を用いて、特定の著作物に酷似した生成物を意図的に作成することは避ける。
- ・ 画像や文章等の生成に当たっては、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害しないよう留意するとともに、著名人等の氏名や肖像を不適切に利用しない。
- ・ 生成 AI を用いて虚偽の情報や実在する人物に関する不正確な情報を作成・拡散し、名誉毀損、プライバシー侵害その他の権利侵害を生じさせる行為は行わない。
- ・ 生成 AI の利用に当たっては、法令や社会的なルールを遵守し、他者の権利と尊厳を尊重する態度を育成する。

(4) 公平性及び信頼性の確保

生成 AI は、大量のデータを基に回答やコンテンツを生成する仕組みであるが、その学習データや入力内容によっては、特定の属性に対する偏見や先入観を含んだ出力が生成される場合がある。また、事実に基づかない情報や不正確な情報が生成されることもあるため、生成 AI の出力を無条件に信頼することなく、内容を批判的に検討しながら活用することが重要である。そのため、教職員及び児童生徒は次の点に留意する。

- ・ 生成 AI の出力には、人種、性別、国籍、年齢、障害の有無その他の属性に関する偏見や不適切な表現が含まれる可能性があることを理解し、多様な価値観や人権を尊重する観点から内容を確認する。

- ・ 生成 AI の出力には、事実と異なる情報や根拠の不明確な情報が含まれる可能性があることを理解し、その内容を鵜呑みにしない。
- ・ 生成 AI が生成した情報を利用又は提供する際は、教科書、書籍、公的機関が公表する資料その他の信頼できる情報源を用いて事実確認（ファクトチェック）を行う。
- ・ 生成 AI の出力をそのまま意思決定や評価の根拠とするのではなく、複数の情報や視点を踏まえながら、人間による確認及び判断を行う。
- ・ 生成 AI の利用を通じて、情報の真偽や信頼性を主体的に見極める態度や、多面的・多角的に物事を捉える力を育成する。

（５）透明性の確保及び関係者への説明責任

生成 AI の利活用に当たっては、その利用目的や利用方法を明確にするとともに、学校及び教育委員会が保護者その他の関係者に対して適切に説明責任を果たすことが重要である。また、生成 AI を活用して作成した成果物や文書等については、利用状況を適切に記録し、必要に応じて利用の事実を明示するなど、透明性を確保しながら運用する必要がある。

- ・ 生成 AI の導入及び利活用に当たっては、その目的、期待される効果、想定されるリスク等について整理し、保護者その他の関係者に対して適切な情報提供を行う。
- ・ 児童生徒が学習活動において生成 AI を利用する場合は、利用の目的や方法について事前に指導するとともに、必要に応じて保護者と情報共有を行う。
- ・ 生成 AI を活用して作成した教材、資料、通知文その他の成果物については、内容の正確性や妥当性を教職員が確認し、その責任を負う。
- ・ 学習課題、研究成果、報告書その他の文書において生成 AI の出力を引用又は活用した場合は、必要に応じて利用した生成 AI サービス名、利用日、利用方法等を明示し、情報の透明性を確保する。
- ・ 生成 AI の利用に関する問い合わせや説明の求めに対しては、利用の目的、方法及び確認の過程について説明できるよう、利用状況を適切に記録・管理する。
- ・ 生成 AI による出力をそのまま利用するのではなく、人間による確認及び判断を経た上で活用することを基本とし、最終的な責任は利用者及び学校が負うことを認識する。
- ・ 教職員は、学習課題を提示する際に、生成 AI の利用の可否及び申告方法を明示し、児童生徒が利用の事実を正直に示すことのできる環境づくりに努める。
- ・ 生成 AI を利用したことを適切に申告した児童生徒が、申告したことのみを理由として不利益を受けることのないよう配慮する。ただし、あらかじめ示された利用ルールに反した場合は、この限りではない。

その子らしさを尊重する家庭づくり

～性の多様性と子どもへの関わり方～

子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、「自分らしさ」を安心して肯定できる家庭や、社会づくりが求められています。

本講演では、性の多様性に関する基礎、子どもの未来に向けて、悩みにどのように寄り添うか、大人としてできる関わり方について、実際の経験を交えながら考えていきます。

講師

しみず
清水

ひろと氏

一般社団法人日本LGBT協会代表理事

【プロフィール】

1985年兵庫県生まれ。幼い頃から、自身の性別に違和感を抱きながら、誰にも相談できずに過ごす。

18歳の時に家族へカミングアウトし、医療機関で性同一性障害(現:性別不合)の診断を受ける。

21歳で海外にて性別適合手術を受け、帰国後に家庭裁判所の手続きを経て戸籍上の性別・氏名を変更。男性として新たな人生を歩み始める。

その後、心と身体の支援について学び、現在は医療専門学校非常勤講師として教壇に立つ傍ら、一般社団法人日本LGBT協会代表理事として活動。

全国の学校・行政・企業・医療機関などで、人権、教育、自己肯定感、誰もが生きやすい社会をテーマに講演・研修会を行っている。

日時

2026年10月17日(土) 14:00～15:30
(受付13:30～)

場所

戸田市役所 5階大会議室

対象

市内在住・在勤・在学・在園者、その保護者
※託児あり

定員

会場 60名 (先着順)

オンデマンド配信あり

(講座終了後、市公式YouTubeに期間限定・申込者限定で動画を公開)

申込

申込フォーム (下記URL・二次元コード) ・電話にて

※9月1日(火)9:00～申込開始

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/375/kyo-syogaigaku-jinken.html>

